

バリアフリー化の目標と基本的な方向（案）等について

1. 基本構想改定に向けた基本方針(案) ······ P. 1~5
2. 生活関連施設・経路と地区設定(案) ······ P. 6~32
3. バリアフリー化促進の考え方について ······ P. 33~47

1. 基本構想改定に向けた基本方針（案）

1. 1 基本構想改定に向けた課題

千葉市バリアフリー基本構想策定（平成 20 年 8 月）から 11 年、改正（平成 24 年 7 月）から 7 年が経過しています。この間、重点整備地区内において公共交通機関、道路、交通安全施設（信号機等）等のバリアフリー化を進めてきました。

令和 2 年度の目標年次を迎えるにあたり、現状の評価及び課題を以下に整理します。

（1）道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・経路の見直し

基本構想に基づき事業管理を行っている道路特定事業計画では、整備率は 86. 5% となっており、着実に整備が図られているが、一部未完了の事業もあり、**今後も継続的に整備を推進**する必要がある。

また、現基本構想策定時は十分な当事者参加による検証がされておらず、実際の**利用状況と必ずしも合致しない生活関連施設・経路**が設定されている状況がある。

今年度実施した地域懇談会、まち歩き点検での意見や、各事業者からの意見収集状況、市の都市整備に関する方針（立地適正化計画等）等を踏まえ、**不特定多数の高齢者、障害者等が利用する施設や徒步で利用される経路を再設定**し、これに基づくバリアフリー化の推進を図る必要がある。

（2）生活関連施設における、具体的な特定事業の設定および推進

現基本構想では、個別の生活関連施設に対する具体的な事業を位置づけておらず、一部の施設で各事業者による個別の取組みは進んでいるものの、建築物・公園等を含めた面的・一体的な整備推進が図られているとは言えない状況である。

改定にあたっては、**建築物・公園等の生活関連施設も含め、利用者意見を反映した具体的な特定事業の設定**を行い、継続的な推進・進捗管理等を図っていく必要がある。

（3）改正バリアフリー法の枠組みを活用した地区設定の見直し

現基本構想では 18 の重点整備地区を設定しているが、今後、建築物・公園等も含めた面的・一体的な整備推進を図る上では、検討における協議会や関係機関等の負荷の増加も勘案し、**より重点的に取組むべき地区を明確にする**必要がある。

改正バリアフリー法で新たに設定された枠組みを活用し、「**重点整備地区」と「促進地区」を再設定**することにより、より効率的・効果的に整備推進を図ることが求められる。

なお、現基本構想を踏まえ実施している道路特定事業計画については、地区設定の見直し後も引き続き、バリアフリー化を進めて行く必要がある。

(4) 適切な段階での市民意見の反映機会の確保（計画段階からの参加）

公共施設の整備等にあたっては、これまでにも必要に応じて障害当事者の意見を求める機会を設けてきているが、担当者の裁量によるところが大きく、その方法等については明確に定められているものはない。

高齢者、障害者等の移動や施設利用にあたって特に重要度の高い事業に際し、計画段階・設計・整備段階、整備後の段階などで適切に利用者の意見を反映することができるよう、今後策定する基本構想等の中で、市民参加の考え方を示すことが求められる。

(5) 社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応

現基本構想策定以降、障害者差別解消法の施行（平成 26 年）や、改正バリアフリー法の施行（平成 30 年）、移動等円滑化基準や各種ガイドラインの改定などがあり、バリアフリー施策を取り巻く社会背景にも変化が起こっている。

基本構想改定の検討に合わせ、これらの変化を取り込んだ基本方針・目標等を再設定し、各事業者の取組等へ反映させていく必要がある。

(6) 着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ

千葉市交通バリアフリー基本構想策定（平成 13 年 11 月）以来、基本構想の改定を行いつつ取組が進められているが、事業推進段階における協議会や進捗状況把握の機会が設けられていない。改正バリアフリー法において、定期的な進捗状況把握・評価を行う必要性が示されたことも踏まえ、基本構想等の中で、策定後の推進プロセスについて示す必要がある。

1. 2 改定に向けた基本的な考え方

現基本構想では、重点整備地区において定めることとされている「特定事業・その他の事業」を具体的には定めておらず、また、改正バリアフリー法における促進方針で定めるべき事項については、ほぼ網羅していることから、促進地区として位置づけることが可能となっています。

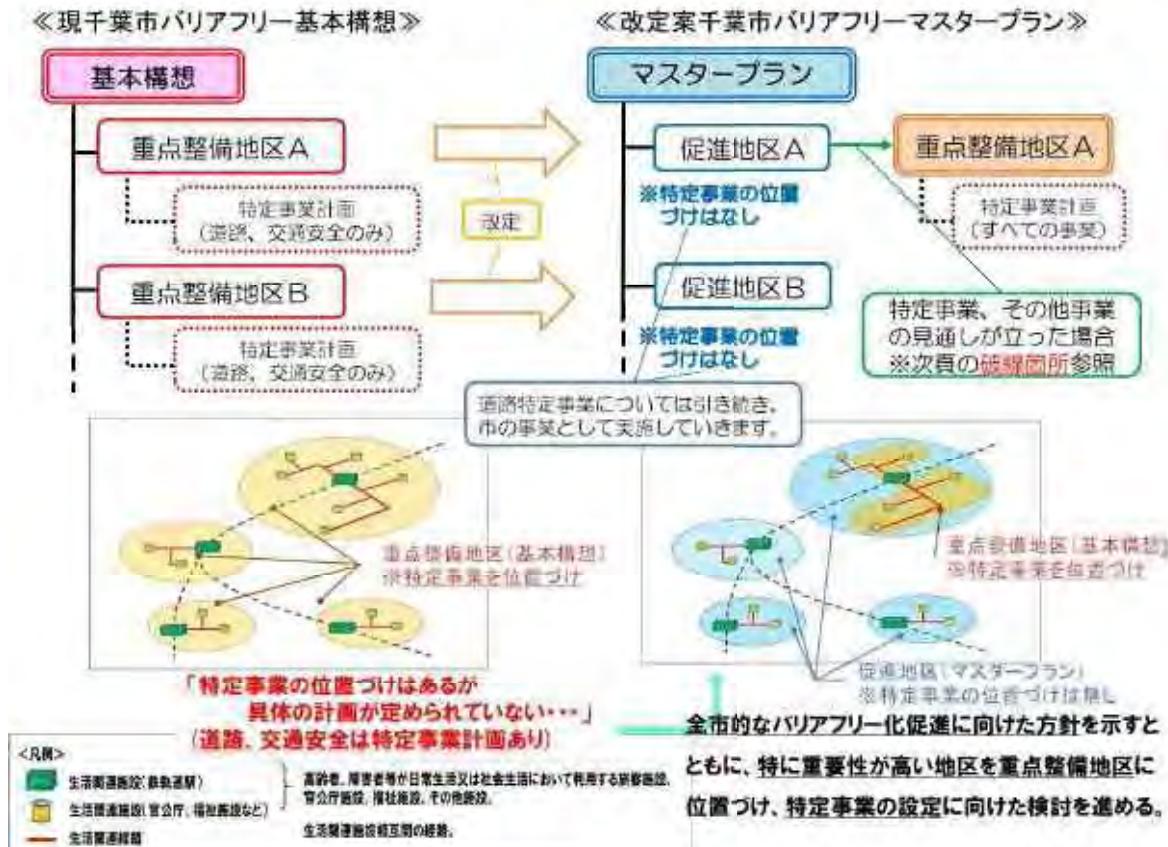
※千葉市の管理する生活関連経路においては、現基本構想に基づく道路特定事業計画を作成し、事業を推進しています。

そこで、1. 1で示した改定に向けた課題を踏まえ、現基本構想に定める重点整備地区の範囲は、原則としてすべて本検討における促進地区として位置づけ、引き続きバリアフリー化を促進する対象とし、現在の実態に合わせて生活関連経路・生活関連施設・地区境界の再設定を行います。

さらに、立地適正化計画や今後予定される都市基盤整備事業など、市の各政策との整合を図りつつ、地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ等での高齢者・障害者からの意見・課題等を踏まえ、全市的なバリアフリー化促進に向けた方針を示すとともに、特に重要性が高い地区については促進地区から重点整備地区に位置づけを変えるため、特定事業の設定に向けた検討を進めることとします。

上記の改定に向けた基本的な考え方、及び意見照会結果を踏まえ、改正バリアフリー法に基づく「千葉市バリアフリーマスターplan」としてとりまとめ、令和2年度末に策定することを目指して検討を進めていきます。

《本市におけるバリアフリー基本構想の改定イメージ》



千葉市バリアフリー基本構想の改定に向けた検討

地区設定の検討

- ・現基本構想の重点整備地区 ⇒ 促進地区に読み替え
- ・立地適性化計画の都市機能誘導区域を包括する区域取り
- ・新たに促進地区として設定すべき地区の検討・選定

生活関連経路・生活関連施設・地区境界の再設定

- ・各促進地区内の生活関連経路、生活関連施設の再設定
- ・重複している地区境界の見直し・再設定

バリアフリー化の促進に向けた配慮事項の検討

- ・地域懇談会やまち歩き点検での意見・課題等を踏まえ、市全域でバリアフリー化を促進するために共通で配慮すべき事項を示す

促進地区

各促進地区的バリアフリー化
促進に向けた方針を設定

重点整備地区

優先度が高い地区から、
特定事業、その他事業を設定

まち歩き 点検(詳細版)

地区内を利用者と調査し、課題整理
※地区ごとに複数回予定

地区部会の 開催

地区内の高齢者・障害者等、事業者で
具体的な内容を協議

各特定事業者との調整

道路	公共交通	路外駐車場
交通安全	都市公園	建築物

千葉市バリアフリーマスタートプラン (令和2年度)

図 基本構想改定に向けた基本的な考え方

1. 3 バリアフリー化の目標と基本的な方向の改定案

上記の考え方を踏まえ、現基本構想における「バリアフリー化の目標と基本的な方向」の改定案を次に示します。

表 「バリアフリー化の目標と基本的な方向」の改定案

現基本構想におけるバリアフリー化の目標と基本的な方向	改定案（赤字は主な変更点）	改定案への変更理由	
1. 安心して行動でき、いきいきとした社会参加が出来る環境づくりを目指します。[社会参加への支援]	<p>① 駅から主要な施設までの主要な経路など、まち中の連続的なバリアフリーネットワーク化を図ります。</p> <p>② 駅構内や駅前広場など、交通結節点でのバリアフリー化を進めます。</p> <p>③ 鉄道駅や乗り合いバス車両のバリアフリー化を支援します。</p> <p>④ コミュニティバスなどの活用により、移動の利便性を向上させます。</p> <p>⑤ 各種事業を整合させ、効率的なバリアフリー施策を実施します。</p>	<p>① 駅から主要な施設までの主要な経路など、まち中の連続的なバリアフリーネットワーク化を図ります。</p> <p>② 駅構内や駅前広場など、交通結節点でのバリアフリー化を進めます。</p> <p>③ 鉄道駅や乗り合いバス車両のバリアフリー化を促進します。</p> <p>④ コミュニティバスなどの活用により、移動の利便性を向上させます。</p> <p>⑤ 各種事業を整合させ、効率的なバリアフリー施策を実施します。</p>	変更なし（引き続き推進する）。
2. バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。[都市の魅力づくり]	<p>① 建物のバリアフリー化を積極的に進めます。</p> <p>② 高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を進めます。</p> <p>③ バリアフリーを重視した都市居住を促進します。</p>	<p>① 建物のバリアフリー化を積極的に進めます。</p> <p>② 高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を進めます。</p> <p>③ バリアフリーを重視した都市居住を促進します。</p>	変更なし（引き続き推進する）。
3. やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。[心のバリアフリー、意識の向上]	<p>① バリアフリートラベル学習や職員研修、高齢者、障害者等との交流などを積極的に推進し、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。</p> <p>※障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。</p>	<p>① バリアフリートラベル学習や職員研修、高齢者、障害者等との交流などを積極的に推進し、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。</p> <p>② 市民や関係者との協働により、<u>障害への理解や配慮、手助け・声かけの動機づけとなるような取り組み</u>に努めています。</p> <p>③ <u>障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各事業者におけるソフト対策や人的対応の充実を図ります。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正バリアフリー法では、社会的障壁の除去・共生社会の実現がうたわれ、国民はこれまでの「理解・協力」に加え「移動に必要な支援」を行うよう努めること、公共交通事業者は乗降介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めることが定められた。 障害者差別解消法では、「障害の社会モデル」を踏まえ、事業者等による<u>差別の解消、合理的配慮</u>が定められ、ハード整備による対応が困難な問題などについて、ソフト対策や人的対応の充実が求められている。
4. 連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。[市民との連携、市民参加]	<p>① 高齢者、障害者等の社会参加と自立を支援するボランティアやNPO活動等の情報を一元的に提供するなど、市民の自発的・自主的な活動を支援します。</p> <p>② 市民や民間等との連携や協力のもと、民間建物等のバリアフリー化を促進させます。</p> <p>③ 市民参画によりバリアフリー化の実施状況を点検し、利用者の意向を踏まえた安全・安心のまちの実現を目指します。</p>	<p>① 高齢者、障害者等の社会参加と自立を支援するボランティアやNPO活動等の情報を一元的に提供するなど、市民の自発的・自主的な活動を支援します。</p> <p>② 市民や民間等との連携や協力のもと、民間建物等のバリアフリー化を促進させます。</p> <p>③ 市民参画により<u>計画段階から利用者意見を取り入れる機会を設け、利用者の意向を踏まえた安全・安心のまちの実現を目指します。</u></p>	特に重要度の高い事業に際し、計画段階、設計・整備段階、整備後の段階などで適切に利用者の意見を反映することができるよう市民参加の考え方を示す。
5. 全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。[ユニバーサルデザイン]	<p>① 高齢者や障害者だけでなく、全ての人のニーズに応え、使いやすい供用デザインの施設づくりを目指します。</p>	<p>① 高齢者や障害者だけでなく、全ての人のニーズに応え、使いやすい供用デザインの施設づくりを目指します。</p>	変更なし（引き続き推進する）。
6. 都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。[自然環境や都市景観との調和]	<p>① 公園、広場、水辺空間等、自然環境とのふれあいの場のバリアフリー化を進めます。</p> <p>② 歩きやすく、自然にもやさしい透水性や保水性舗装を推進し、水循環やヒートアイランド現象の軽減等環境の負荷軽減も図ります。</p> <p>③ バリアフリーの整備と道路緑化や電線類の地中化など景観整備との調和を図り、都市景観の醸成を図ります。</p> <p>④ 景観や自然環境に配慮し、安全で快適な歩行環境の創出を図ります。</p>	<p>① 公園、広場、水辺空間等、自然環境とのふれあいの場のバリアフリー化を進めます。</p> <p>② 歩きやすく、自然にもやさしい透水性や保水性舗装を推進し、水循環やヒートアイランド現象の軽減等環境の負荷軽減も図ります。</p> <p>③ バリアフリーの整備と道路緑化や電線類の地中化など景観整備との調和を図り、都市景観の醸成を図ります。</p> <p>④ 景観や自然環境に配慮し、安全で快適な歩行環境の創出を図ります。</p>	変更なし（引き続き推進する）。
7. 社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。[スパイラルアップ]	<p>① <u>事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ります。</u></p>	3回目の改定であり、 <u>今後も継続的な改善を行なうことを明記する。</u>	

2. 生活関連施設・経路と地区設定（案）

2. 1 地区設定（案）

- ① 原則として、現行重点整備地区は改正バリアフリー法に基づく促進地区と読み替え、引き続きバリアフリー化を推進する地区として位置づける。
- ② 立地適正化計画との整合に留意し、各促進地区は各都市機能誘導区域を含むエリアとして設定する。（1 促進地区に1 都市機能誘導区域を包含する。ただし、18. 市立青葉病院地区は除く）
- ③ 現行重点整備地区で隣接する地区が重なり合っている部分は、移動の連続性に配慮しつつ、地区の境界を精査し、道路や河川など明確な境界線で区切りなおす。

※重点整備地区的設定の考え方（案）補足資料1 参照

促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として設定する地区については、以下の指標やデータにもとづき検討していく。

「①地区の位置づけ」「②生活関連施設の分布状況」「③公共交通の状況」「④人口分布」

なお、「①地区の位置づけ」に関しては、立地適正化計画において【都心】、【重要地域拠点】である、以下の7地区を候補として選定する。

【都心】：「千葉都心地区」、「海浜幕張地区」、「蘇我地区」

【重要地域拠点】：「鎌取地区」、「都賀地区」、「稻毛地区」、「幕張地区」



地区名	概要	該当図面 ページ
1. JR /京成幕張本郷地区	・南口は都市機能誘導区域を含むよう地区拡大 ・北口側千葉幕張本郷郵便局を含むよう地区拡大	P.8
2. JR /京成幕張地区	・JR 海浜幕張地区・JR 新検見川地区と重複しないよう に地区境界を精査	P.9
3. JR 新検見川地区	・都市機能誘導区域・検見川駅を含むよう地区拡大	P.10
4. JR /京成稻毛地区	・都市機能誘導区域を含むよう地区拡大 ・京成稻毛駅、稻毛公民館（稻毛公園）を含むよう地区拡大 ・穴川駅を含むよう地区拡大	P.11
5. JR 西千葉、京成みどり台 地区	・都市機能誘導区域を含むよう地区拡大	P.12
6. 千葉都心地区	・東千葉駅東側の施設（病院・公民館等）を含むよう地区 拡大	P.13
7. JR 蘇我地区	・千葉宮崎郵便局を含むよう地区拡大	P.15
8. JR 浜野地区	・変更なし	P.17
9. JR 鎌取地区	・有吉貝塚公園を含むよう地区拡大	P.18
10. JR 誉田地区	・誉田駅前郵便局・誉田市民センターを含むよう地区 拡大	P.19
11. JR 土気地区	・桜ホットステーション親子を含むよう地区拡大	P.20
12. JR /モノレール都賀地区	・都市機能誘導区域を含むよう地区拡大 ・若葉図書館西都賀分館を含むよう地区拡大	P.21
13. JR 検見川浜地区	・都市機能誘導区域・真砂いきいきセンターを含むよう 地区拡大 ・JR 稲毛海岸地区と重複しないように地区境界を精査	P.22
14. JR 稲毛海岸地区	・JR 検見川浜地区と重複しないように地区境界を精査	P.23
15. モノレール スポーツセンター地区	・あやめ台団地都市機能誘導区域・あやめ台いきいきセ ンターを含むよう地区拡大	P.24
16. モノレール千城台地区	・変更なし	P.25
17. JR 海浜幕張地区	・JR /京成幕張地区と重複しないように地区境界を精査 ・イオンモール及び幕張新駅を含むよう西側へ地区拡大	P.26
18. 市立青葉病院周辺地区	・変更なし	P.28
19. 大宮台団地	・都市機能誘導区域が指定されている団地で3 施設以上 の生活関連施設を含むよう地区設定	P.29
20. こてはし台団地		P.30
21. さつきが丘団地		P.31
22. 花見川団地		P.32

2. 2 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 基本的な考え方

1) 生活関連施設の設定

- ・現行の生活関連施設を基本に、施設種別毎に再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設(新案)を設定する。
- ・旅客施設等を中心に半径 500m程度が徒歩圏、半径 500m以上は徒歩以外の移動が多くなり、半径 1km 以上は徒歩以外の移動が主体になると考えられる。このような特性を踏まえ、距離に応じて生活関連施設の設定ルールを定めるものとする。(右表参照)
 - 半径 500m 以内においては、全ての生活関連施設を対象とする。
 - 半径 500m 以上 1km 以内においては、広域から不特定多数の利用者が見込まれる旅客施設、市役所、区役所、市民センター、県庁、運転免許センター、ゆうゆう窓口機能をもつ郵便局、市民会館、障害者施設(療育センター)、保健所、保健福祉センター、総合病院、都市公園(都市基幹公園、大規模公園、特殊公園)、現行基本構想で設定している前述の施設と合致する施設を対象とする。
 - 半径 1km 以上は、全て対象外とする。ただし、現行基本構想で目的施設となり、既に生活関連経路が設定されている場合は対象とする。(新案の生活関連施設の対象とならない施設(通所施設等)は除く)
 - ①②③で抽出された生活関連施設間を結ぶ経路(生活関連経路)上に出入り口を接する施設は、施設間利用が想定される施設として対象とする。

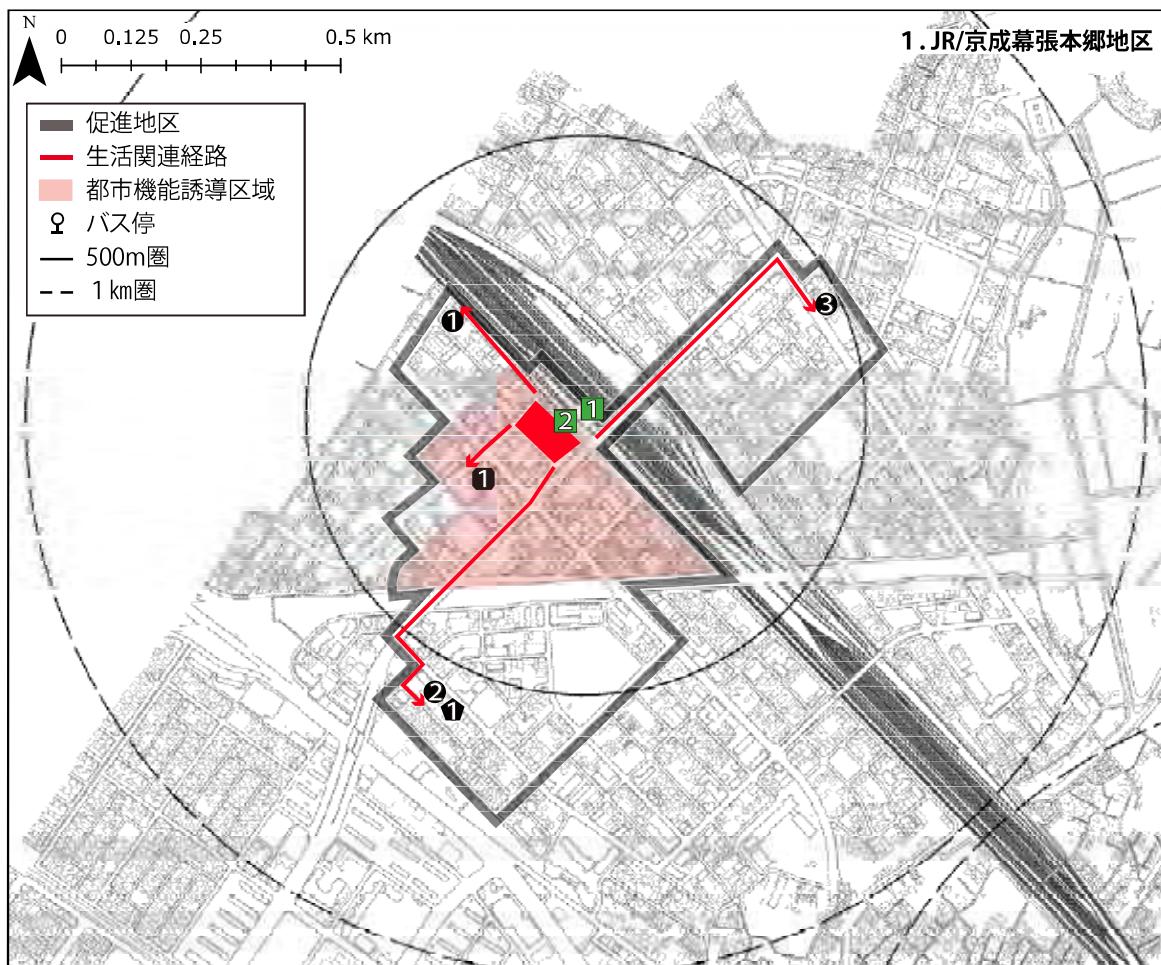
2) 生活関連経路の設定

- ・原則として既存の生活関連経路を継続するが、新案の生活関連施設の対象とならない施設(通所施設等)への経路は削除する。
- ・追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させて設定する。
- ・隣接する重点整備地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定する。
- ・生活関連経路は以下の3つの性格を持つ経路を選定し設定する。なお、整備目標・基準については、今後、道路特定事業計画において検討する。
 - 地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路
 - 生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路
 - バス停留所から生活関連施設間の利用を想定する経路(鉄道駅からの徒歩利用を想定しない概ね 1km 以上離れている施設への経路)

施設種別	生活関連施設	抽出ルール		
		半径 500m 圏内	半径 500~1km 圏内	半径 1km 以上
1 旅客施設	鉄軌道駅(乗降客数 3,000 人以上) 旅客船ターミナル	○ ○	○ ○	×
2 公共施設(公益施設)	市役所、区役所、市民センター 連絡所 県庁 警察署 運転免許センター 法務局 税務署 県税事務所 公共職業安定所[ハローワーク] 年金事務所 郵便局	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ × ○ × ○ × ○ × ○ ○	×
3 集会施設	コミュニティセンター、勤労市民プラザ、公民館 市民会館	○ ○	×	×
4 福祉施設	高齢者施設(地域安心ケアセンター、いきいきセンター・プラザ) 障害者施設(障害者福祉センター、養護教育センター) 障害者施設(療育センター) 子育て支援施設(地域子育て支援センター) 社会福祉協議会	○ ○ ○ ○ ○	×	×
5 保健施設・病院	保健所、保健福祉センター 病院(病床数 20 床以上) 総合病院(病床数 100 床以上)	○ ○ ○	○ × ○	×
6 文化・教養・教育施設	生涯学習センター、青少年センター、文化会館(センター・プラザ・ホール)、科学館、スポーツ施設 図書館、博物館、美術館 大学 特別支援学校	○ ○ ○ ○	×	×
7 大規模店舗	大規模小売店舗(2,000 m²以上) 大規模集客施設(10,000 m²超)	○ ○	×	×
8 宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	○	×	×
9 都市公園	地区公園 都市基幹公園、大規模公園、特殊公園	○ ○	○ ○	×
10 駐車場	路外駐車場(公共)	○	×	×
11	上記の生活関連施設に合致する 現行基本構想の目的施設	○	○	○
12	上記の生活関連施設のうち、生活関連 経路に出入り口を接する施設	○	○	○

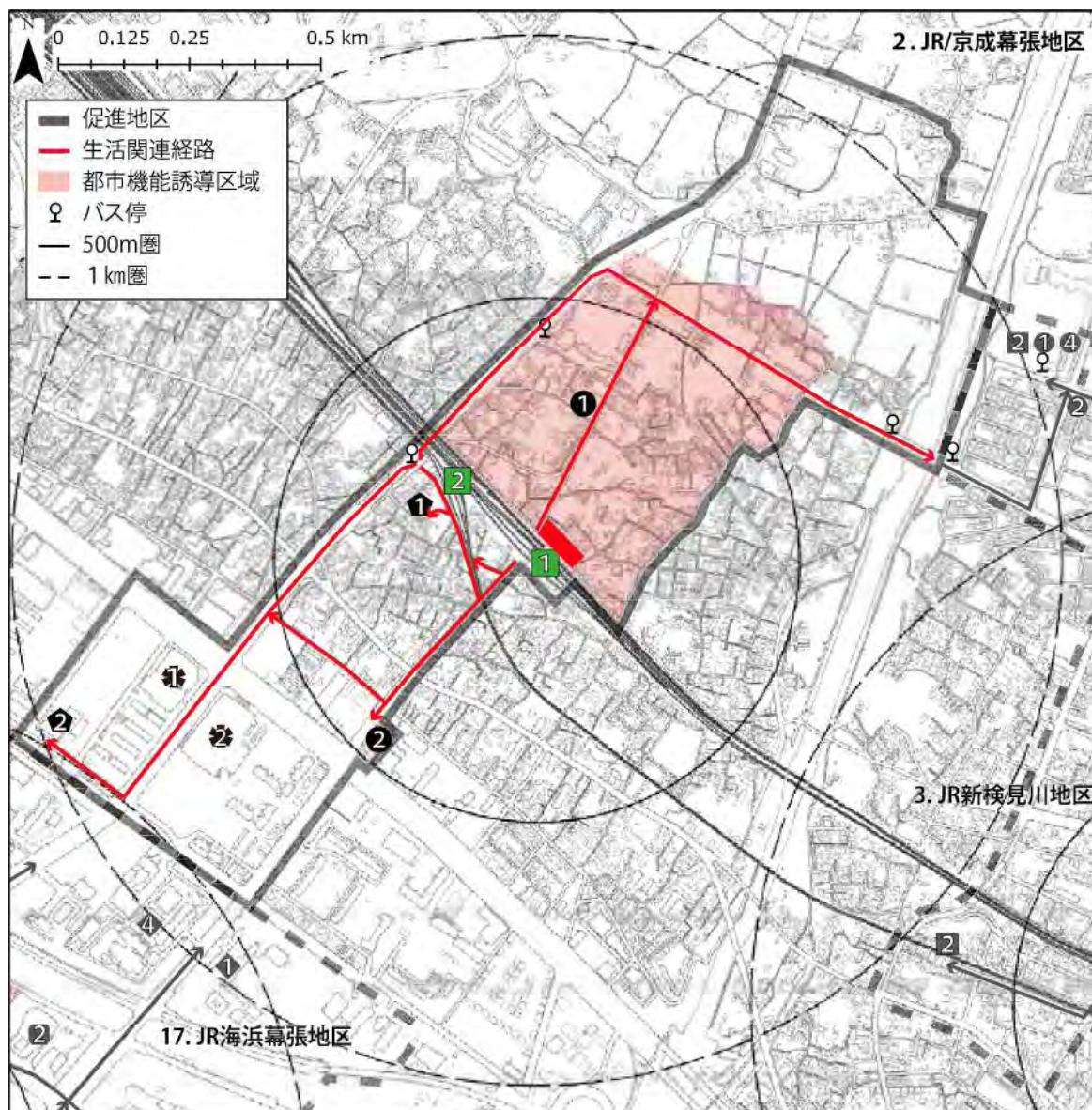
*1 : ゆうゆう窓口がある郵便局のみ

○: 対象、×: 対象外



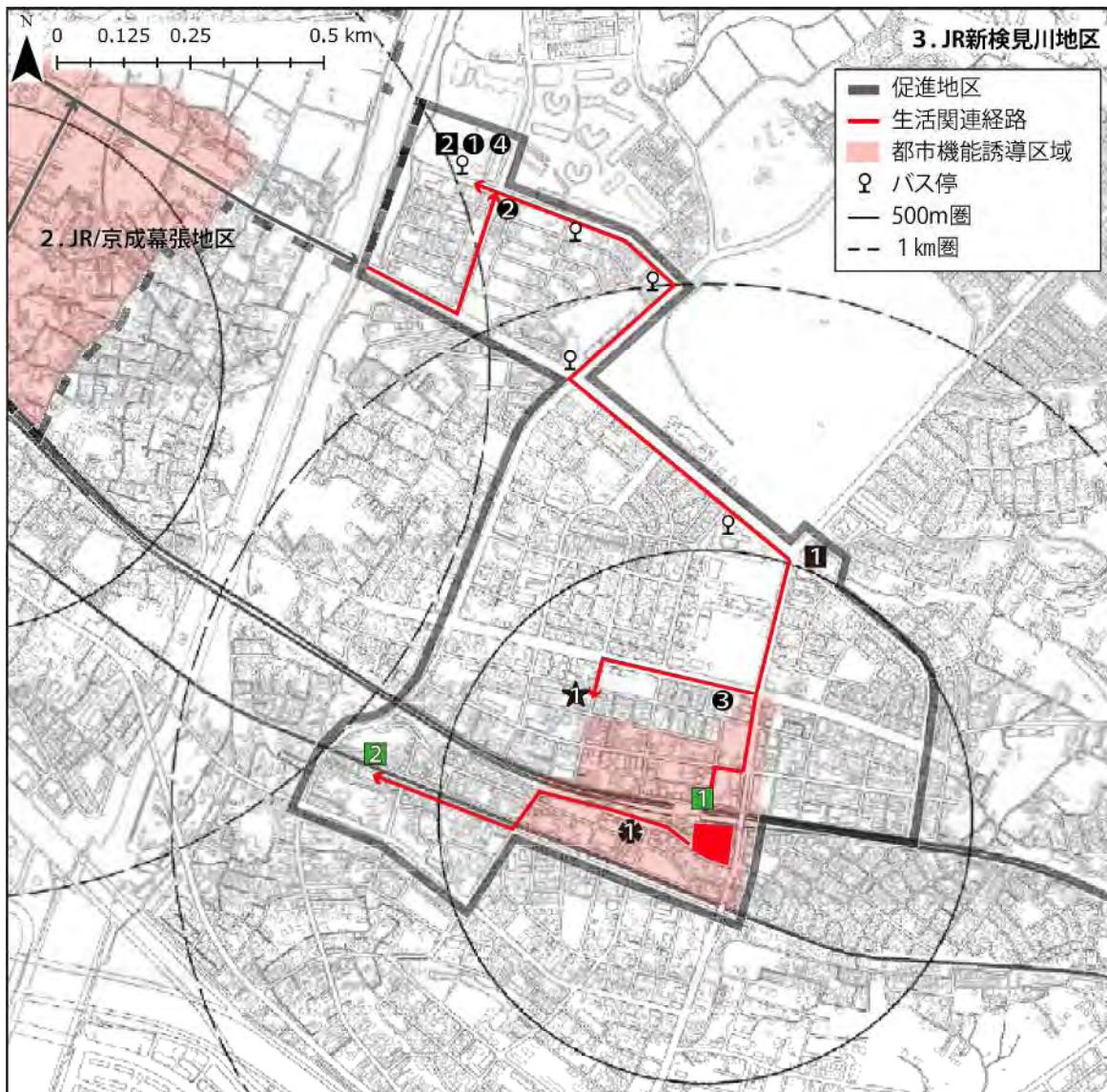
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	①	JR幕張本郷駅
	②	京成幕張本郷駅
公共施設	①	幕張年金事務所
	②	幕張本郷市民センター
	③	千葉幕張本郷郵便局
集会施設	①	幕張本郷公民館
宿泊施設	①	メイプルイン幕張



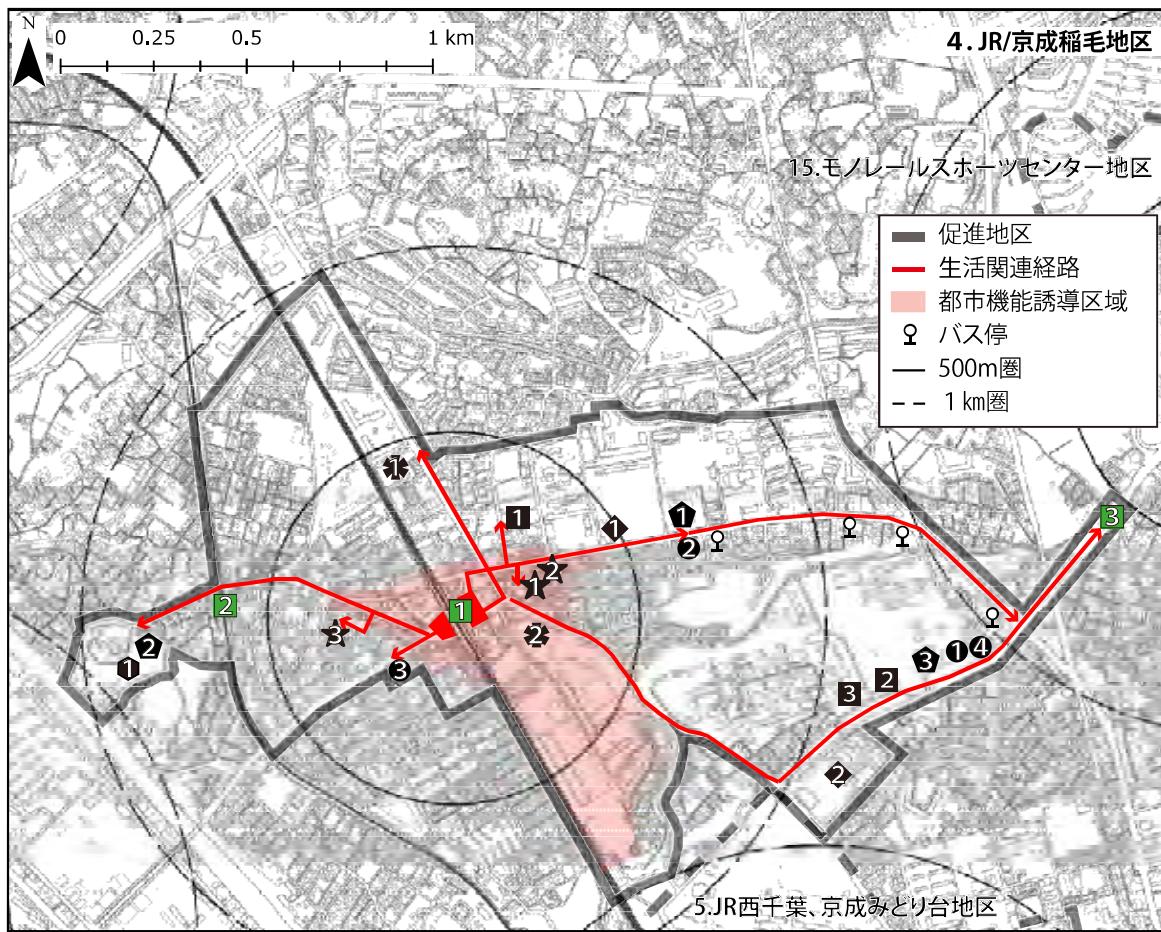
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR幕張駅
	2	京成幕張駅
公共施設	1	幕張北口郵便局
	2	幕張郵便局
集会施設	1	幕張公民館
	2	幕張コミュニティセンター
大規模店舗	1	Makuhari-BOX CHIBA NISSAN
	2	イトヨーカドー幕張店

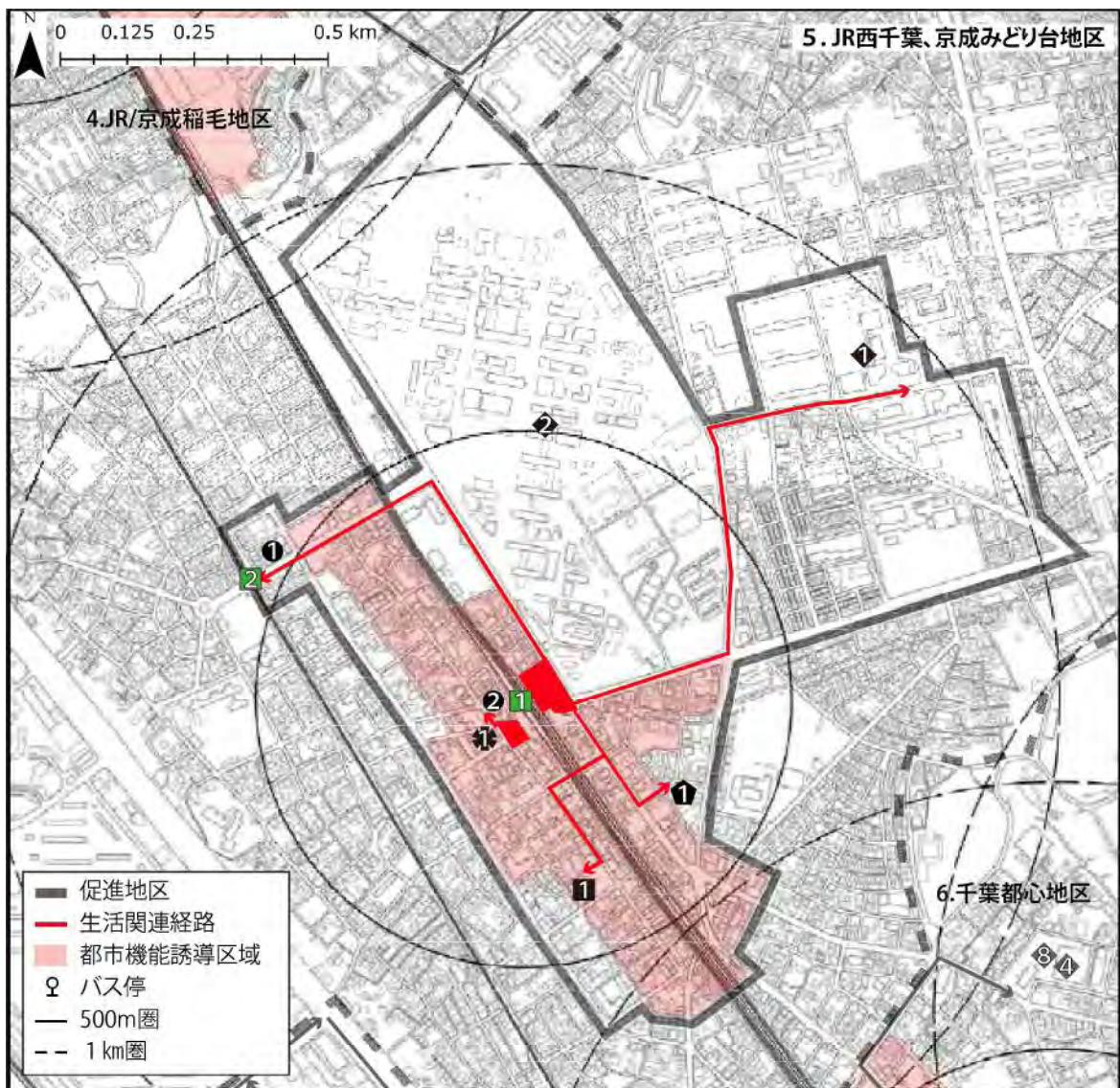


※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR新検見川駅
	2	京成検見川駅
公共施設	①	花見川区役所
	②	花見川区役所前郵便局
	③	千葉花園郵便局
	④	花見川市税出張所
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター花園
保健施設・病院	1	朝日ヶ丘医院
	2	花見川保健福祉センター
大規模店舗	▲	西友新検見川店

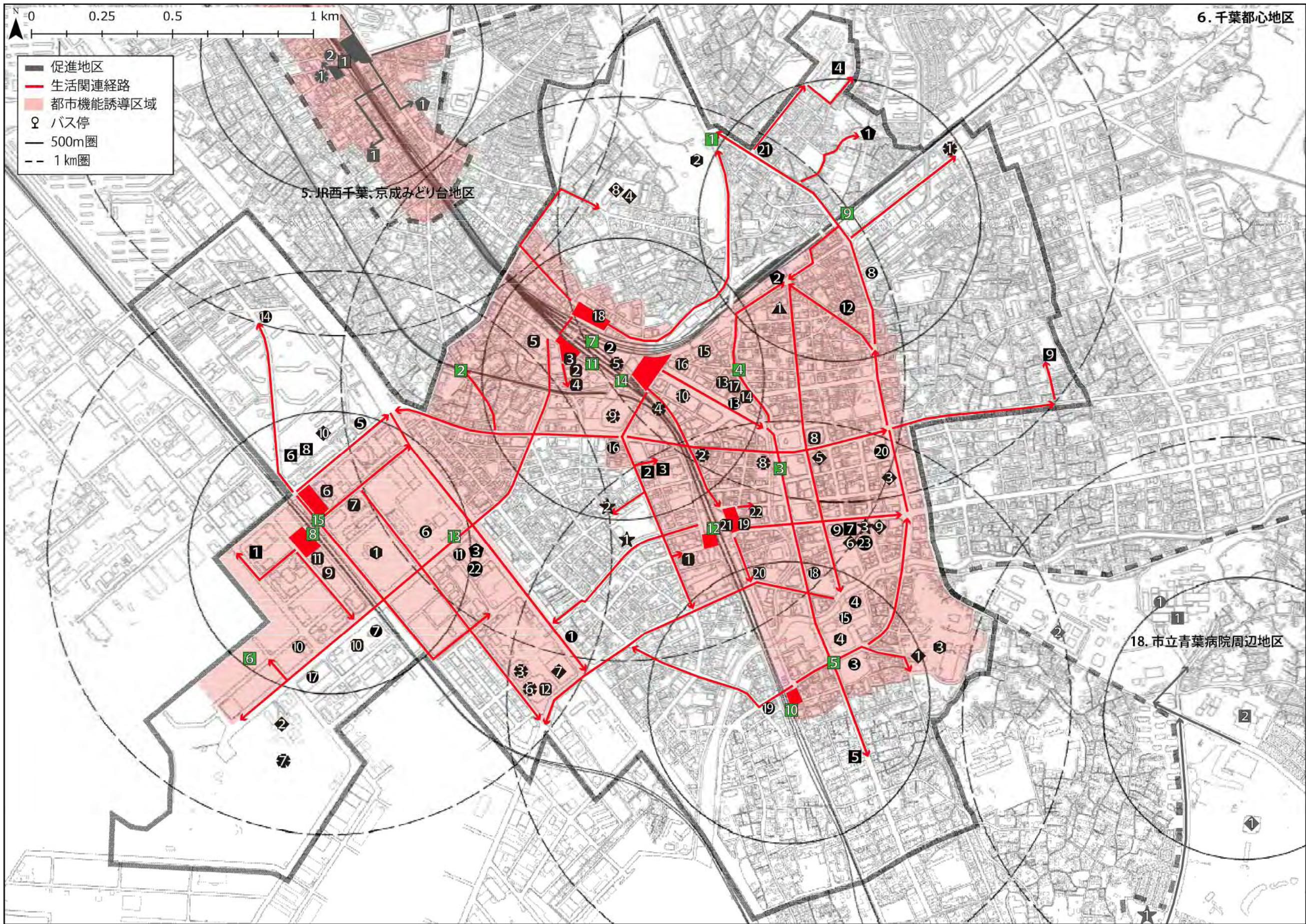


種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR稻毛駅
	2	京成稻毛駅
	3	モノレール穴川駅
公共施設	①	稻毛区役所
	②	千葉小仲台郵便局
	③	稻毛駅前郵便局
	④	稻毛市税出張所
集会施設	①	小中台公民館
	②	稻毛公民館
	③	穴川コミュニティセンター
福祉施設	★	子育てひろば・いなげ (稻毛保育園内)
	★	千葉市あんしんケアセンター小仲台
	★	千葉市あんしんケアセンター稻毛
保健施設・病院	1	稻毛病院
	2	稻毛保健福祉センター
	3	独立行政法人放射線医学総合研究所
文化・教養・教育施設	①	稻毛図書館
	②	敬愛大学
大規模店舗	△	マルエツ稻毛店
	△	イオン稻毛店
都市公園	①	稻毛公園



※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR西千葉駅
	2	京成みどり台駅
公共施設	1	千葉緑町郵便局
	2	西千葉駅前郵便局
集会施設	1	中央コミュニティセンター松波分室
保健施設・病院	1	増田病院
文化・教養 ・教育施設	1	千葉経済大学
	2	国立大学法人千葉大学
大規模店舗	※	西友西千葉店

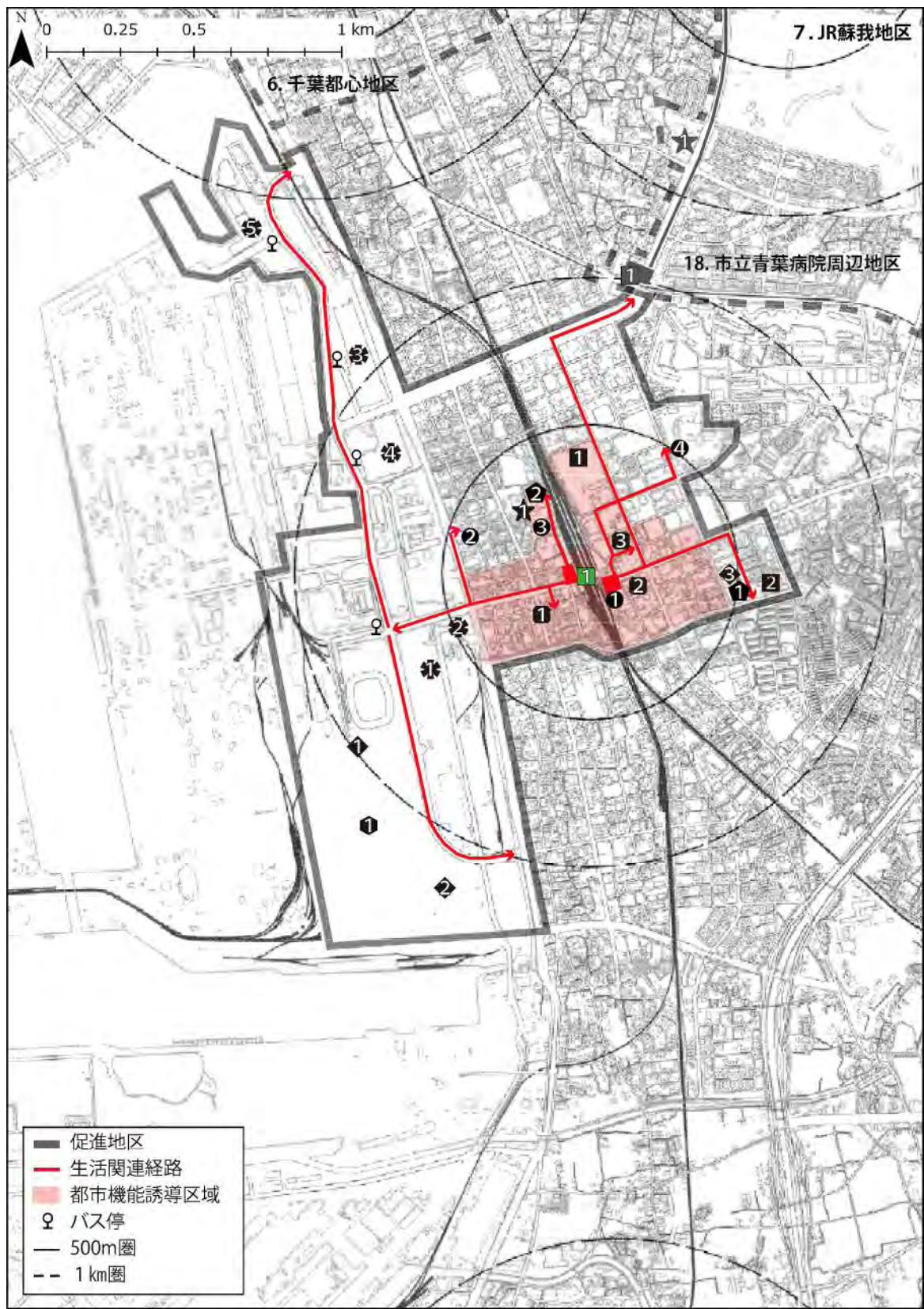


※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	モノレール千葉公園駅
	2	京成新千葉駅
	3	モノレール葭川公園駅
	4	モノレール栄町駅
	5	モノレール県庁前駅
	6	ケーズハーバー
	7	JR千葉駅
	8	JR千葉みなど駅
	9	JR東千葉駅
	10	JR本千葉駅
	11	京成千葉駅
	12	京成千葉中央駅
	13	モノレール市役所前駅
	14	モノレール千葉駅
	15	モノレール千葉みなど駅
公共施設	1	新宿郵便局
	2	千葉駅連絡所
	3	千葉県警察本部
	4	千葉県庁
	5	千葉公共職業安定所
	6	千葉市役所
	7	千葉中央警察署
	8	千葉東税務署
	9	中央区役所
	10	日本年金機構 千葉年金事務所
	11	千葉CCプラザ内郵便局
	12	千葉院内郵便局
	13	千葉駅前大通り郵便局
	14	千葉ガーデンタウン郵便局
	15	千葉県庁内郵便局
	16	千葉新町郵便局
	17	千葉中央郵便局
	18	千葉中央四郵便局
	19	本千葉駅前郵便局
	20	若葉郵便局
	21	千葉椿森郵便局
	22	市役所前市民センター
	23	中央市税出張所

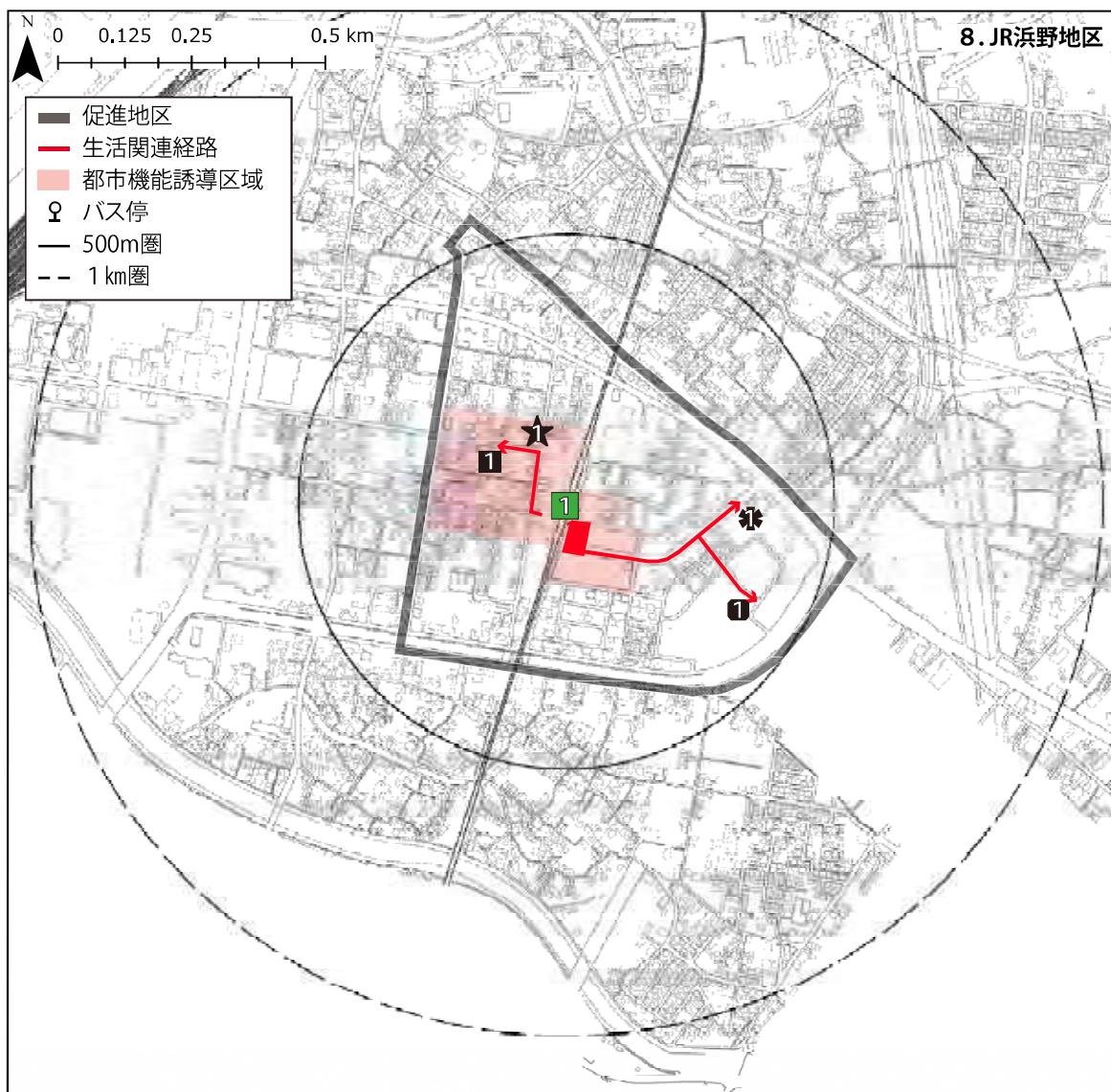
種別	番号	施設名称
集会施設	1	椿森公民館
	2	千葉市民会館
	3	中央コミュニティセンター
福祉施設	☆	にこにこルーム(新宿保育所内)
	☆	千葉市あんしんケアセンター中央
	☆	千葉市社会福祉協議会
保健施設・病院	1	千葉みなど病院
	2	三愛記念病院
	3	井上記念病院
	4	国立病院機構千葉医療センター
	5	柏戸病院
	6	総合保健医療センター
	7	中央保健福祉センター
	8	千葉市保健所
	9	医療法人社団福生会 斎藤労災病院
	10	県立中央図書館
	11	県立美術館
	12	千葉市美術館
	13	千葉市生涯学習センター
	14	文化センター
文化・教養・教育施設	15	きぼーる
	16	千葉ポートアリーナ
	17	千葉市中央図書館
	18	千葉市科学館
	19	幸町公園水泳プール
	20	BOOK OFF スーパーバザー東千葉祐光
	21	千葉EXビル
	22	ポートタウン
	23	千葉ショッピングセンター C-one
	24	ペリエ千葉店
大規模店舗	25	千葉ポートスクエア
	26	千葉ポートパーク
	27	日土地千葉ビル
	28	株式会社そごう・西武 そごう千葉店
	29	塚本大千葉ビルヨドバシカメラ 千葉店
	30	

種別	番号	施設名称
宿泊施設	1	ホテルシュランザ C H I B A
	2	ホテルサンシティ 千葉
	3	ホテルサンルート千葉
	4	バーディーホテル千葉
	5	H O T E L L i V E M A X 千葉駅前
	6	公立学校共済組合千葉宿泊所 ポートプラザちば
	7	ホテル ニューツカモト
	8	三井ガーデンホテル千葉
	9	H O T E L L i V E M A X 千葉みなど駅前
	10	千葉県市町村職員共済会館 オークラ千葉ホテル
	11	東横イン千葉みなど駅前
	12	カンデオホテルズ千葉
	13	ベッセルイン千葉駅前
	14	東横イン 千葉駅前
	15	東横イン千葉駅東口
都市公園	16	ダイワロイネットホテル千葉駅前
	17	千葉ワシントンホテル
	18	スーパーホテル千葉駅前
	19	ダイワロイネットホテル千葉中央
	20	ホテル ルートイン千葉
	21	京成ホテルミラマーレ
	22	HOTEL BaliAn RESORT(ホテルバリアンリゾート)
駐車場	1	みなと公園
	2	千葉公園



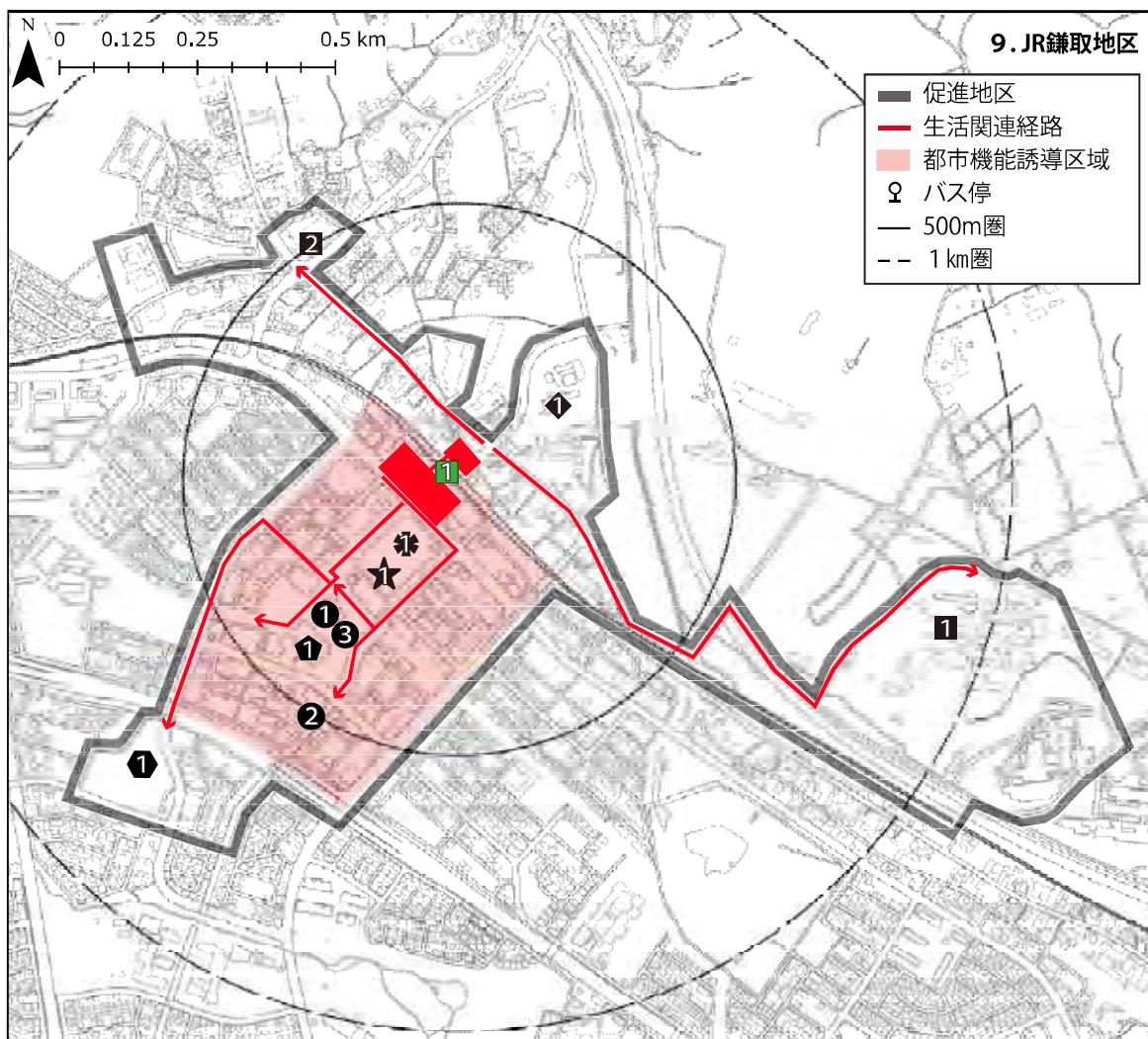
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	①	JR蘇我駅
公共施設	②	千葉南公共職業安定所
	③	千葉今井郵便局
	④	蘇我駅前連絡所
	⑤	千葉宮崎郵便局
集会施設	⑥	宮崎公民館
	⑦	蘇我コミュニティセンター
福祉施設	☆	蘇我いきいきセンター
保健施設・病院	⑧	千葉メディカルセンター
	⑨	三愛記念そが病院
文化・教養・教育施設	⑩	フクダ電子スクエア
	⑪	フクダ電子ヒルスコート
	⑫	宮崎スポーツ広場
大規模店舗	⑬	G L O B O (グローボ)
	⑭	ケーズデンキ ハーバーシティ蘇我本店
	⑮	アリオ蘇我
	⑯	ホームズ蘇我店
	⑰	フェスティバルウォーク蘇我
宿泊施設	⑱	アーバンホテル三幸
	⑲	ドーミーイン千葉 C i t y S o g a
	⑳	ホテルソガ インターナショナル
都市公園	㉑	千葉市蘇我スポーツ公園

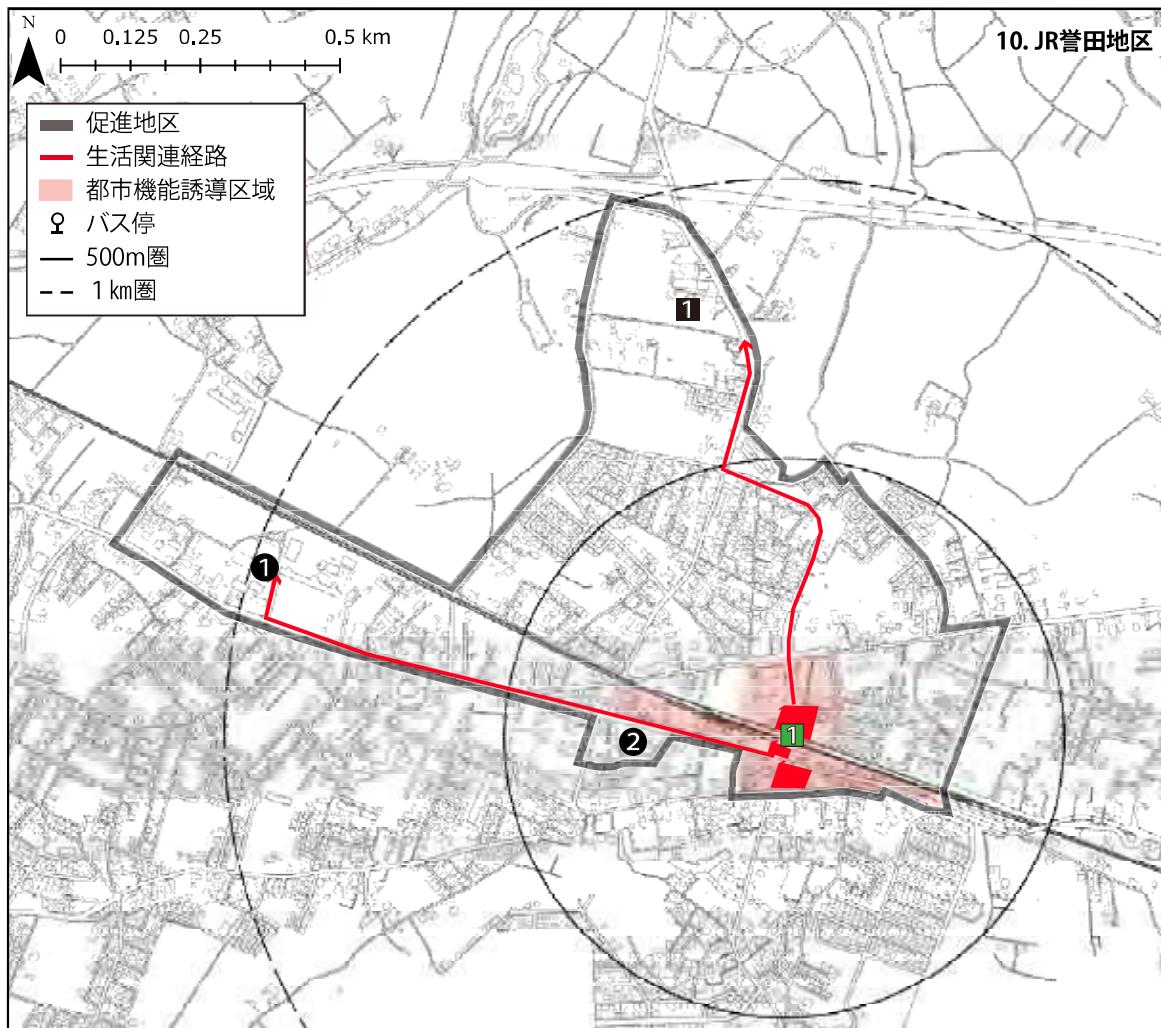


※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR浜野駅
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター浜野
保健施設・病院	●	石郷岡病院
大規模店舗	▲	ベルク千葉浜野店
宿泊施設	■	チサンイン千葉浜野R 1 6

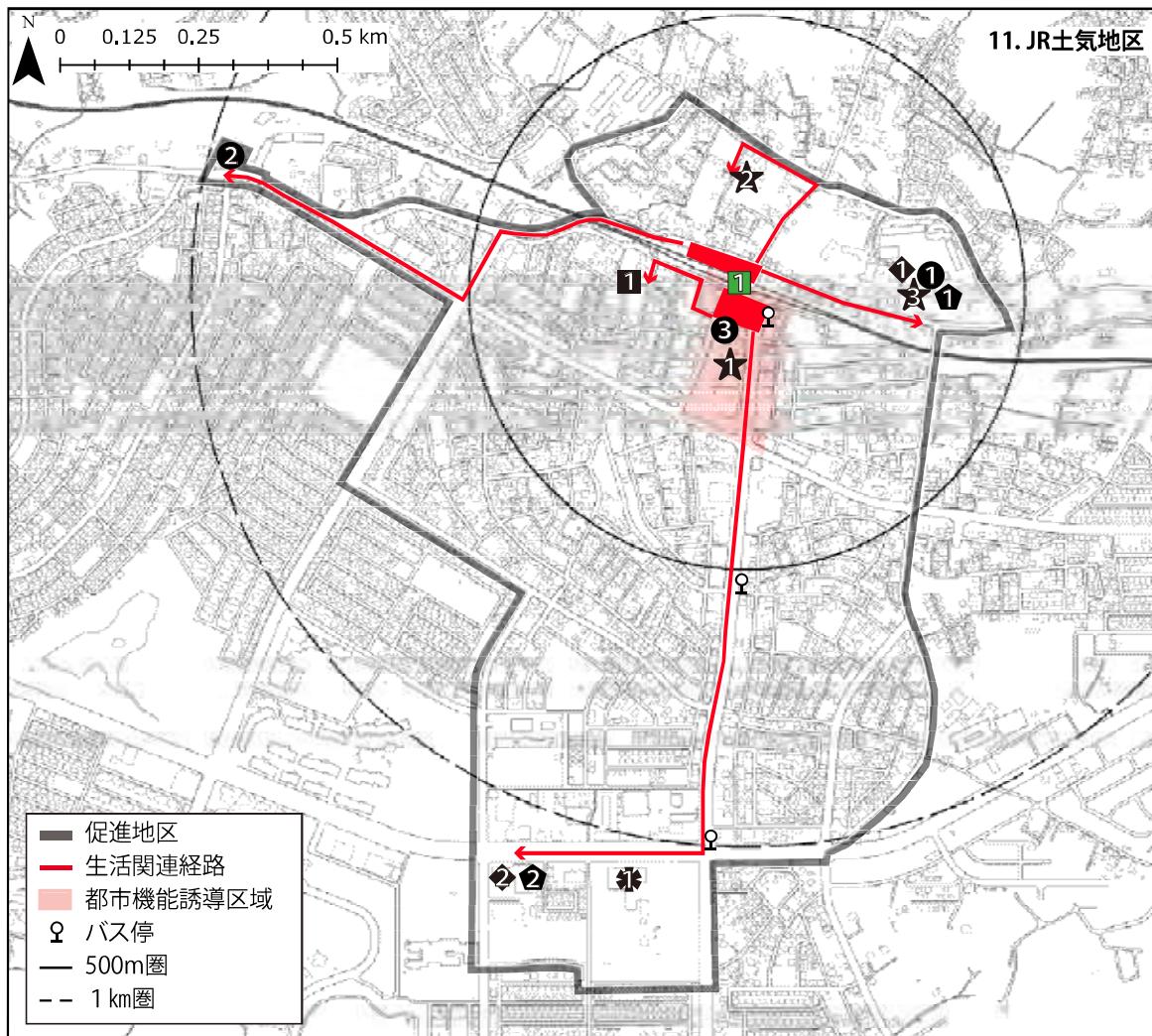


種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR鎌取駅
公共施設	1	緑区役所
	2	千葉緑郵便局
	3	緑市税出張所
	1	鎌取コミュニティセンター
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター鎌取
保健施設・病院	1	国立病院機構下総精神医療センター
	2	緑保健福祉センター
文化・教養・教育施設	1	県立千葉聾学校
大規模店舗	1	イオンスタイル鎌取
都市公園	1	有吉貝塚公園



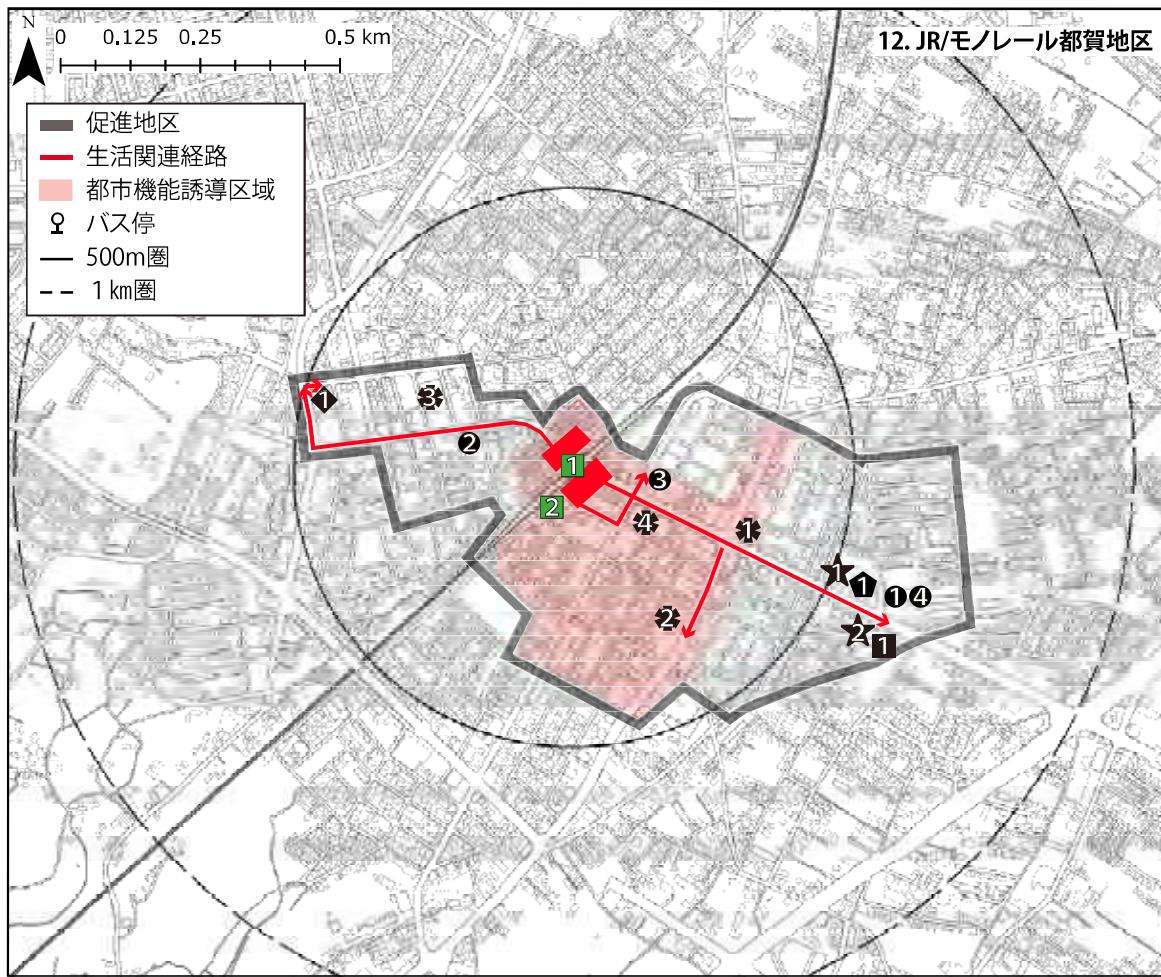
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR 誉田駅
公共施設	1	誉田市民センター
	2	誉田駅前郵便局
保健施設・病院	1	千葉南病院



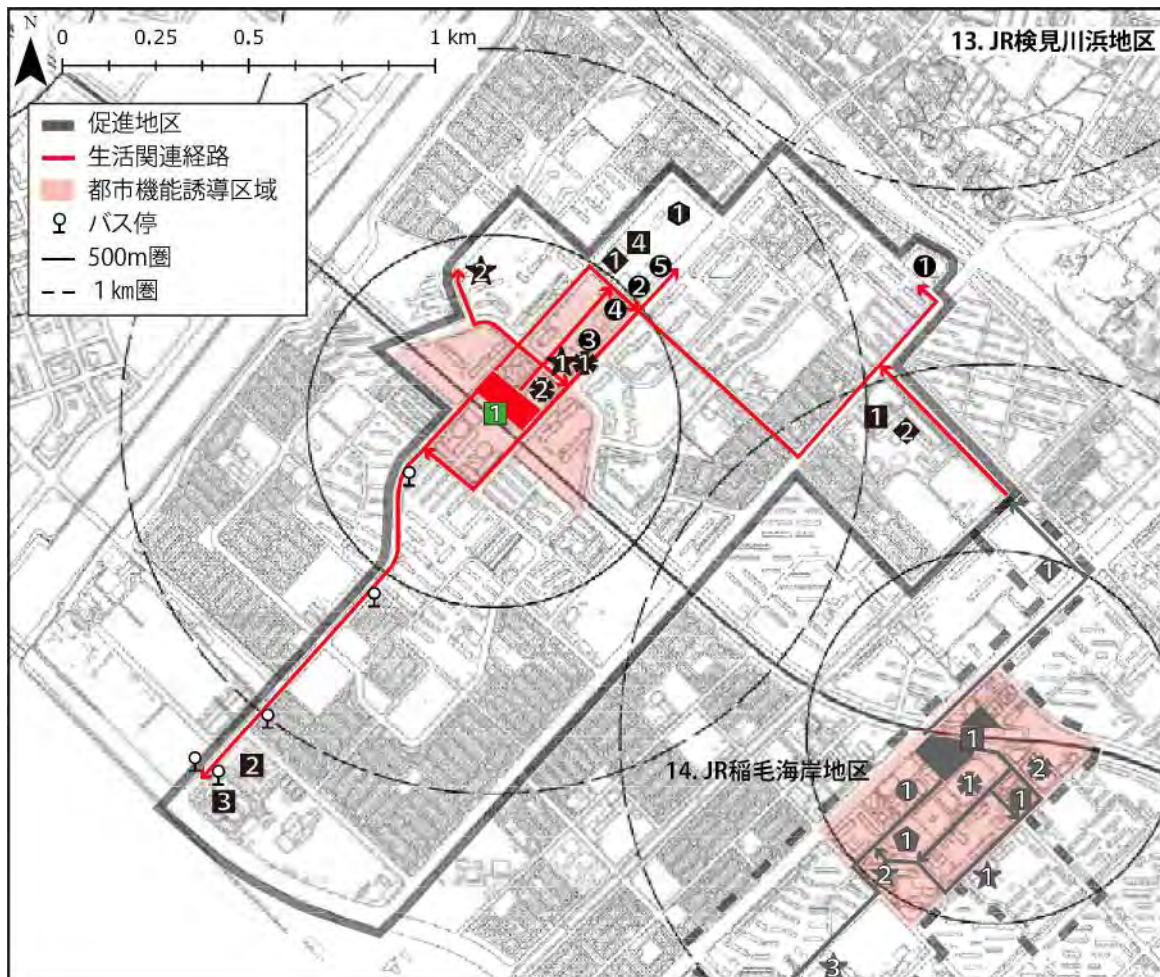
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	■1	JR土気駅
公共施設	①	土気市民センター
	②	土気郵便局
	③	土気駅前郵便局
集会施設	①	土気公民館
	②	土気あすみが丘プラザ
福祉施設	★1	千葉市あんしんケアセンター土気
	★2	桜ほっとステーション親子(明徳土気保育園内)
	★3	土気いきいきセンター
保健施設・病院	1	鏡戸病院
文化・教養・教育施設	◆1	緑図書館土気図書室
	◆2	緑図書館あすみが丘分館
大規模店舗	▲1	あすみが丘プランニューモール



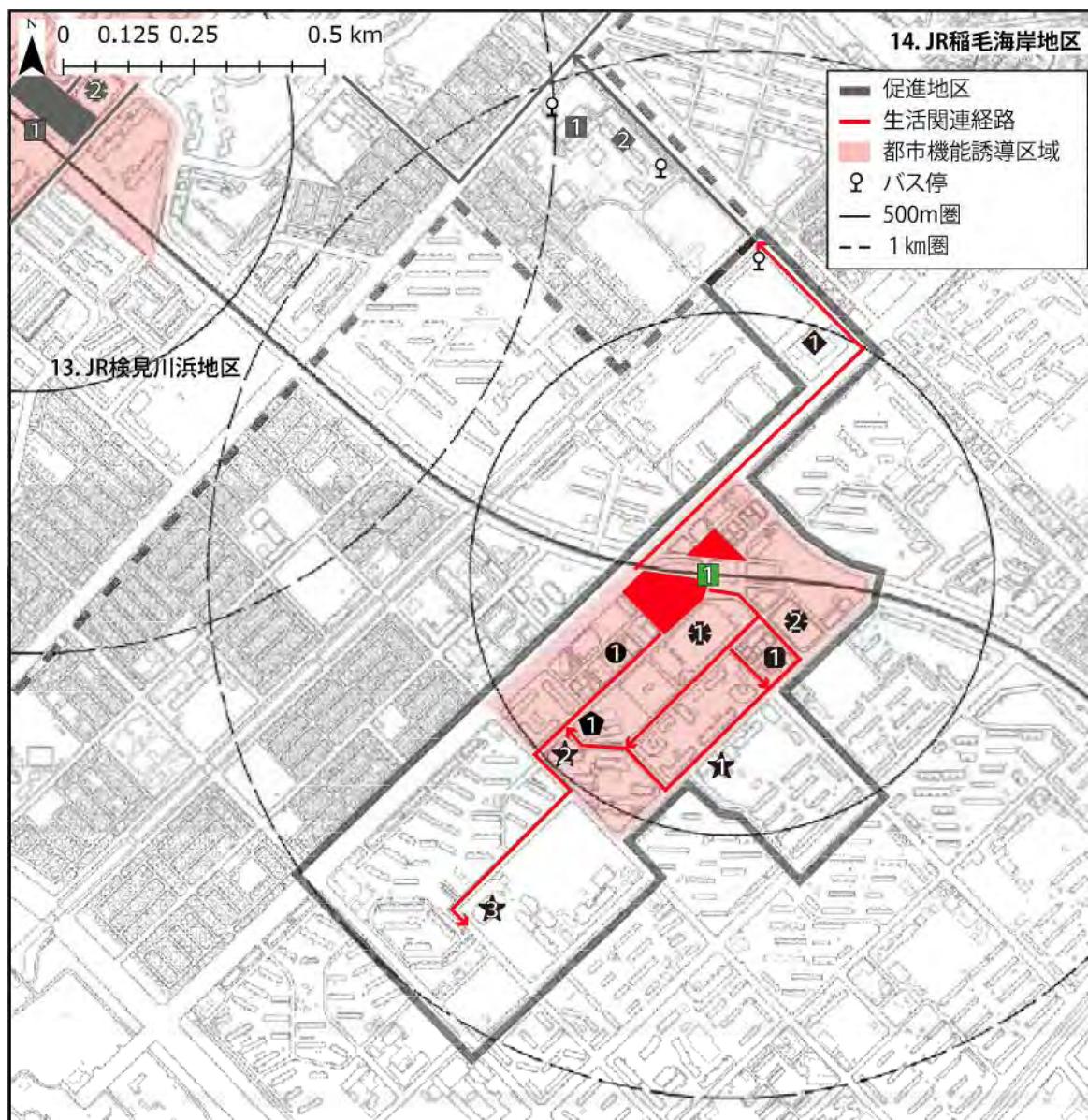
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR都賀駅
	2	モノレール都賀駅
公共施設	①	若葉区役所
	②	千葉西都賀郵便局
	③	都賀駅前郵便局
	④	東部市税事務所
集会施設	⑤	都賀コミュニティセンター
福祉施設	☆	都賀いきいきセンター
	☆	千葉市あんしんケアセンター桜木
保健施設・病院	1	若葉保健福祉センター
文化・教養・教育施設	◆	若葉図書館西都賀分館
大規模店舗	✿	ROOM DECO 都賀本店
	✿	マルエツ新都賀店
	✿	西友都賀店
	✿	コナミスポーツクラブ都賀



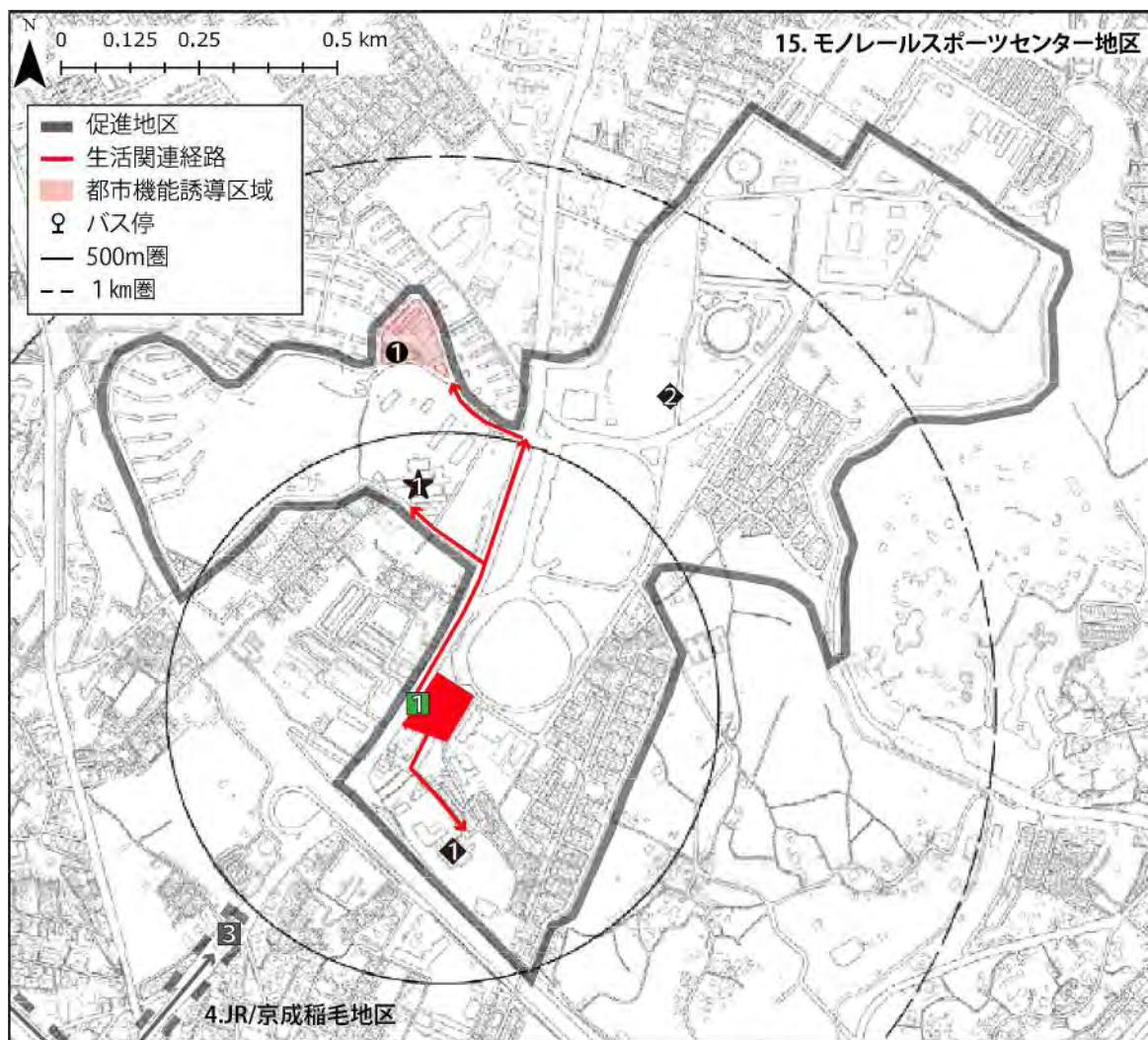
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	①	JR検見川浜駅
公共施設	①	千葉西警察署
	②	美浜区役所
	③	千葉西県税事務所
	④	美浜郵便局
	⑤	西部市税事務所
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター真砂
	★	真砂いきいきセンター
保健施設・病院	①	東京歯科大学千葉歯科医療センター
	②	県救急医療センター
	③	海浜病院
	④	美浜保健福祉センター
文化・教養・教育施設	①	美浜文化ホール
	②	東京歯科大学
大規模店舗	①	ショッピングセンターPIA
	②	イオンスタイル検見川浜
都市公園	①	真砂中央公園



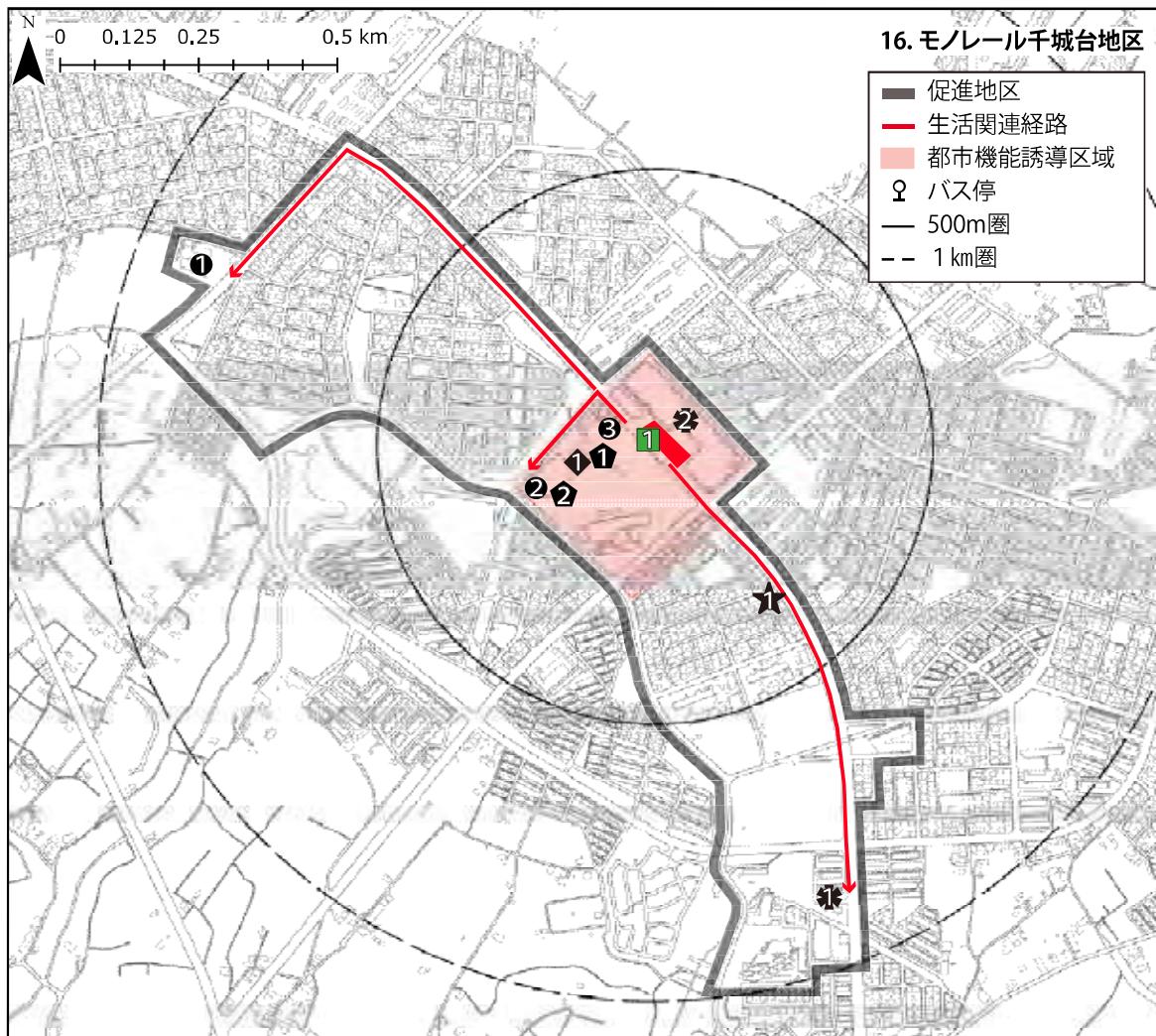
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR稲毛海岸駅
公共施設	①	稲毛海岸駅前郵便局
集会施設	②	高須コミュニティセンター
福祉施設	☆	千葉市あんしんケアセンター高洲
	☆	美浜いきいきプラザ
	☆	療育センター
文化・教養・教育施設	◆	高須市民プール体育館
大規模店舗	●	マリンピア
	◎	イオンマリンピア専門館
宿泊施設	■	テトランゼ幕張稲毛海岸ホテル



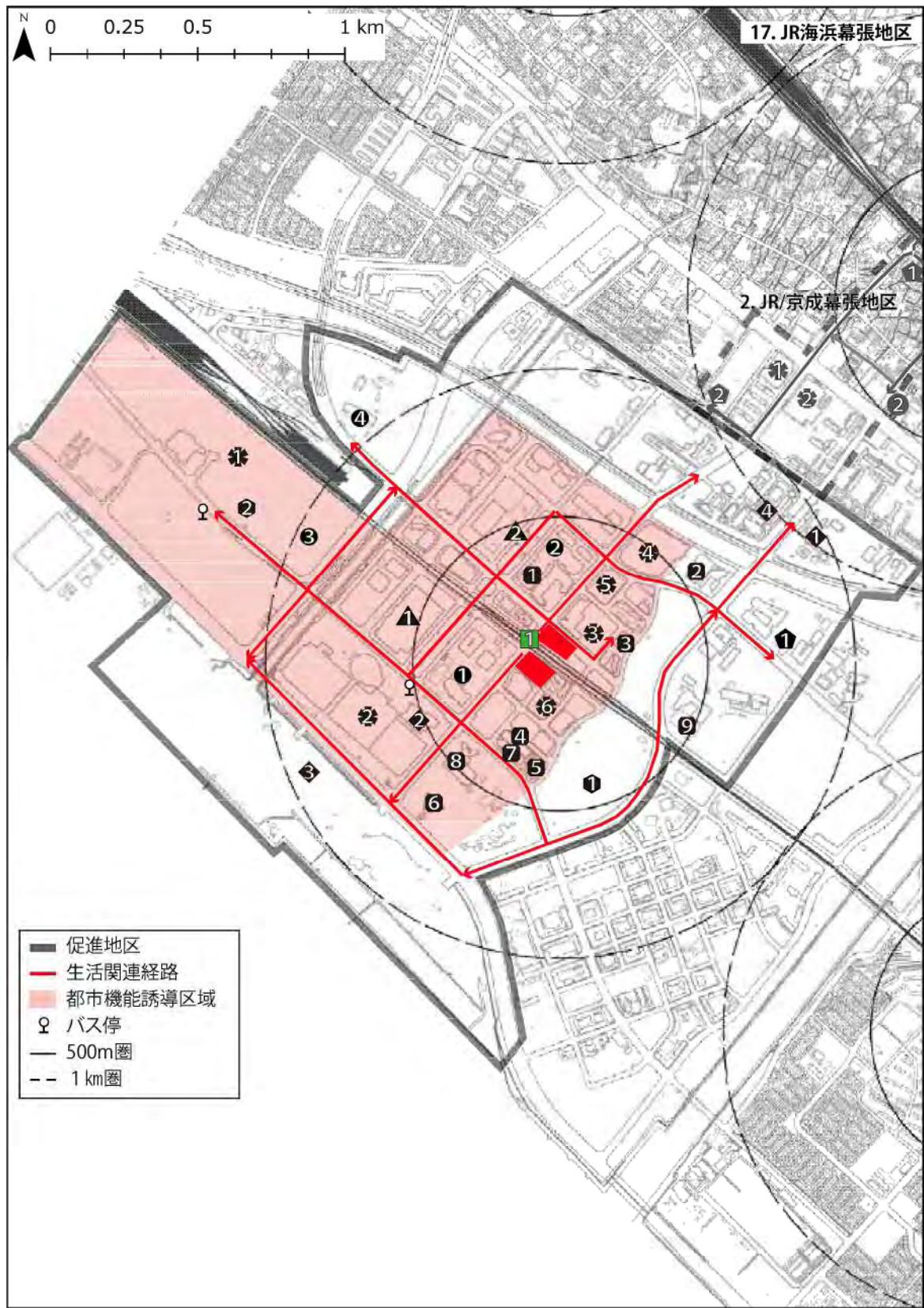
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	モノレールスポーツセンター駅
公共施設	①	千葉あやめ台郵便局
福祉施設	★	あやめ台いきいきセンター
文化・教養・教育施設	②	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター
	③	千葉県総合スポーツセンター



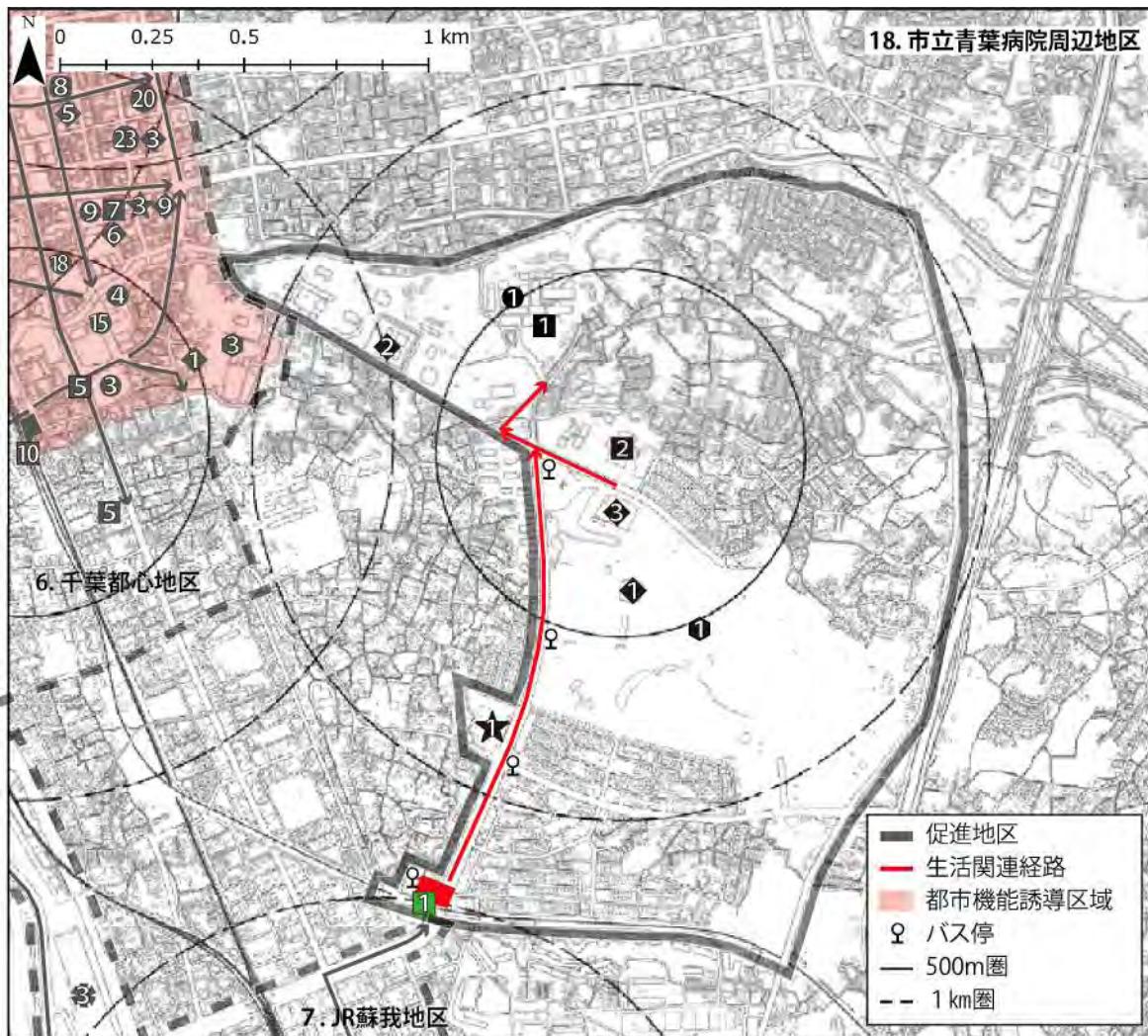
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	①	モノレール千城台駅
公共施設	②	千葉東警察署
	③	千城台市民センター
	④	千城台郵便局
集会施設	⑤	千城台公民館
	⑥	千城台コミュニティセンター
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター千城台
文化・教養・教育施設	◆	若葉図書館
大規模店舗	✿	フードスクエア千城台店
	◎	ラパーク千城台

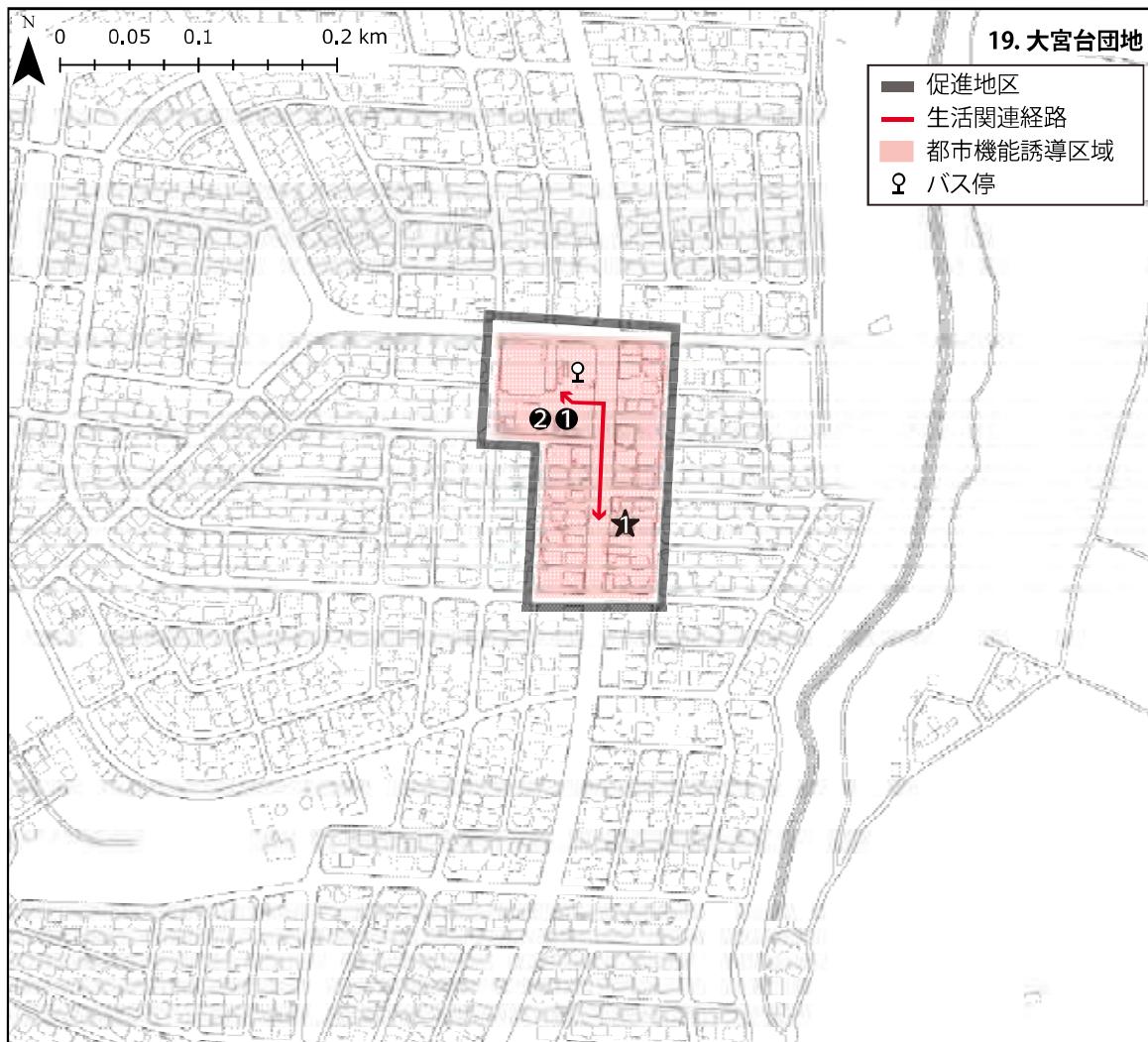


※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
旅客施設	①	JR海浜幕張駅
公共施設	②	ワールドビジネスガーデン内郵便局
	③	幕張テクノガーデン内郵便局
	④	イオンモール幕張新都心内郵便局
	⑤	千葉県運転免許センター
集会施設	⑥	幕張勤労市民プラザ
文化・教養・教育施設	⑦	県立保健医療大学
	⑧	日本コンベンションセンター、幕張メッセ
	⑨	ZOZOマリンスタジアム
	⑩	放送大学
大規模店舗	⑪	イオンモール幕張新都心
	⑫	幕張メッセ国際展示場
	⑬	スーク海浜幕張
	⑭	イオン幕張店
	⑮	ROOM DECO かねたや幕張新都心店
	⑯	三井アウトレットパーク幕張
宿泊施設	⑰	セミナーハウス クロス・ウェーブ幕張
	⑱	幕張国際研修センター
	⑲	ホテルスプリングス幕張
	⑳	ホテルグリーンタワー幕張
	㉑	ホテル フランクス
	㉒	ホテルニューオータニ幕張
	㉓	J A 共済幕張研修センター
	㉔	アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉
	㉕	ホテル リバーサイド幕張
都市公園	㉖	幕張海浜公園
駐車場	㉗	豊砂公園
	㉘	千葉県幕張新都心第一地下駐車場
	㉙	千葉県幕張新都心第二地下駐車場

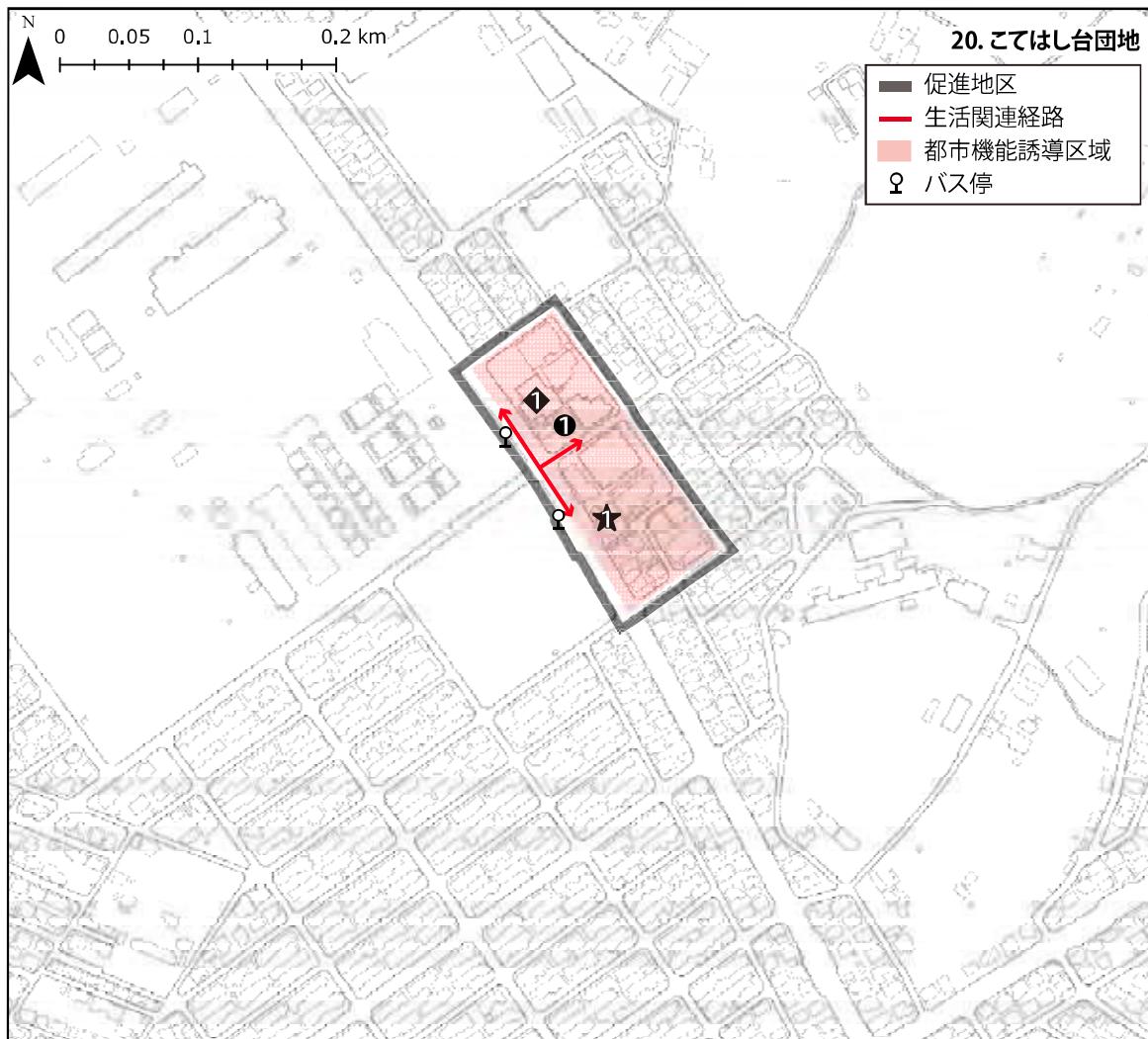


種別	番号	施設名称
旅客施設	1	京成千葉寺駅
公共施設	①	千葉大学病院内簡易郵便局
福祉施設	★	障害者福祉センター
保健施設・病院	①	国立大学法人千葉大学医学部付属病院
	②	青葉病院
文化・教養・教育施設	①	芸術文化ホール
	②	千葉大学大学院 医学研究院・医学部
	③	千葉県立中央博物館
都市公園	①	千葉県立青葉の森公園



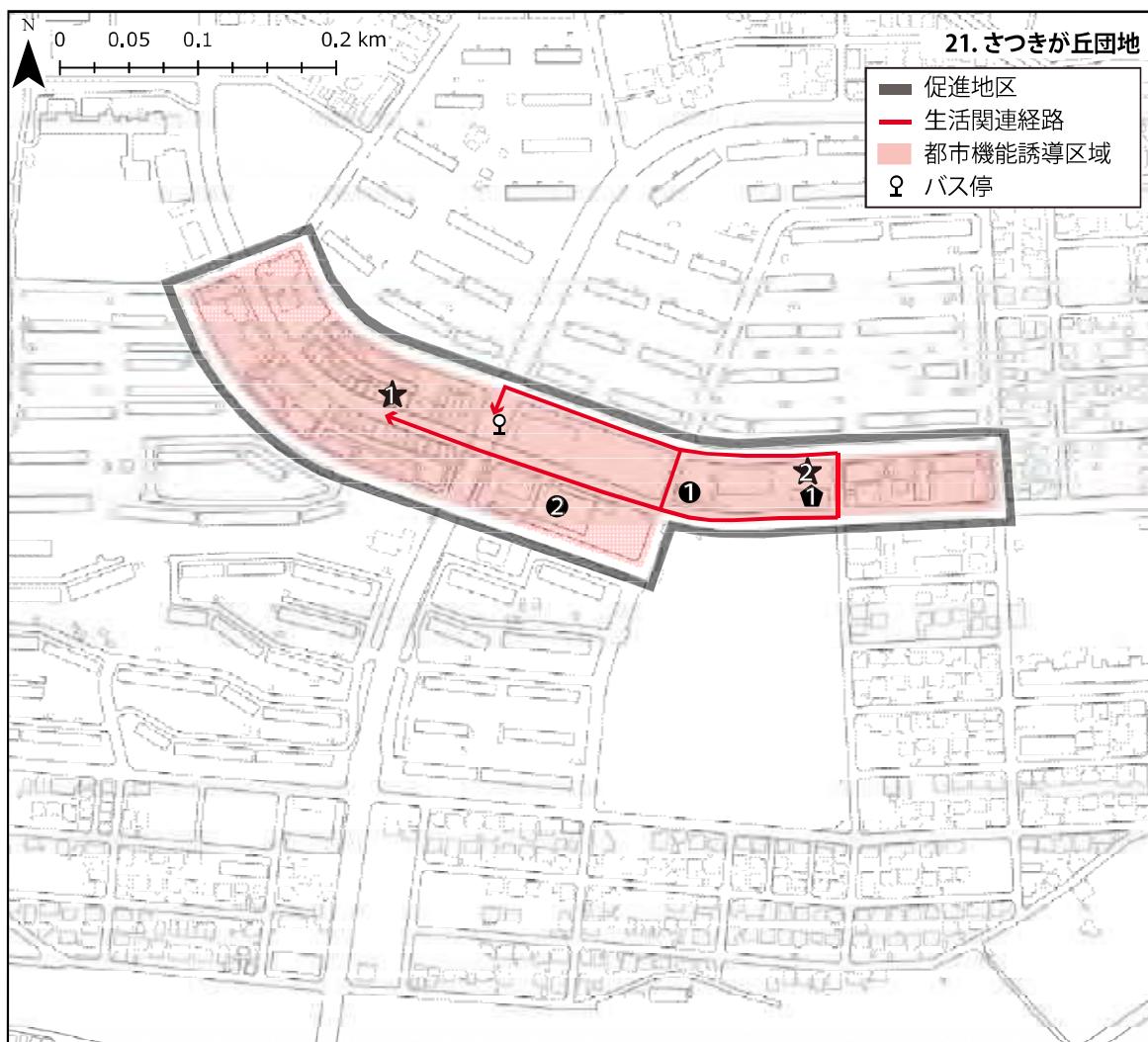
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
公共施設	①	大宮台連絡所
	②	千葉大宮郵便局
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター大宮台



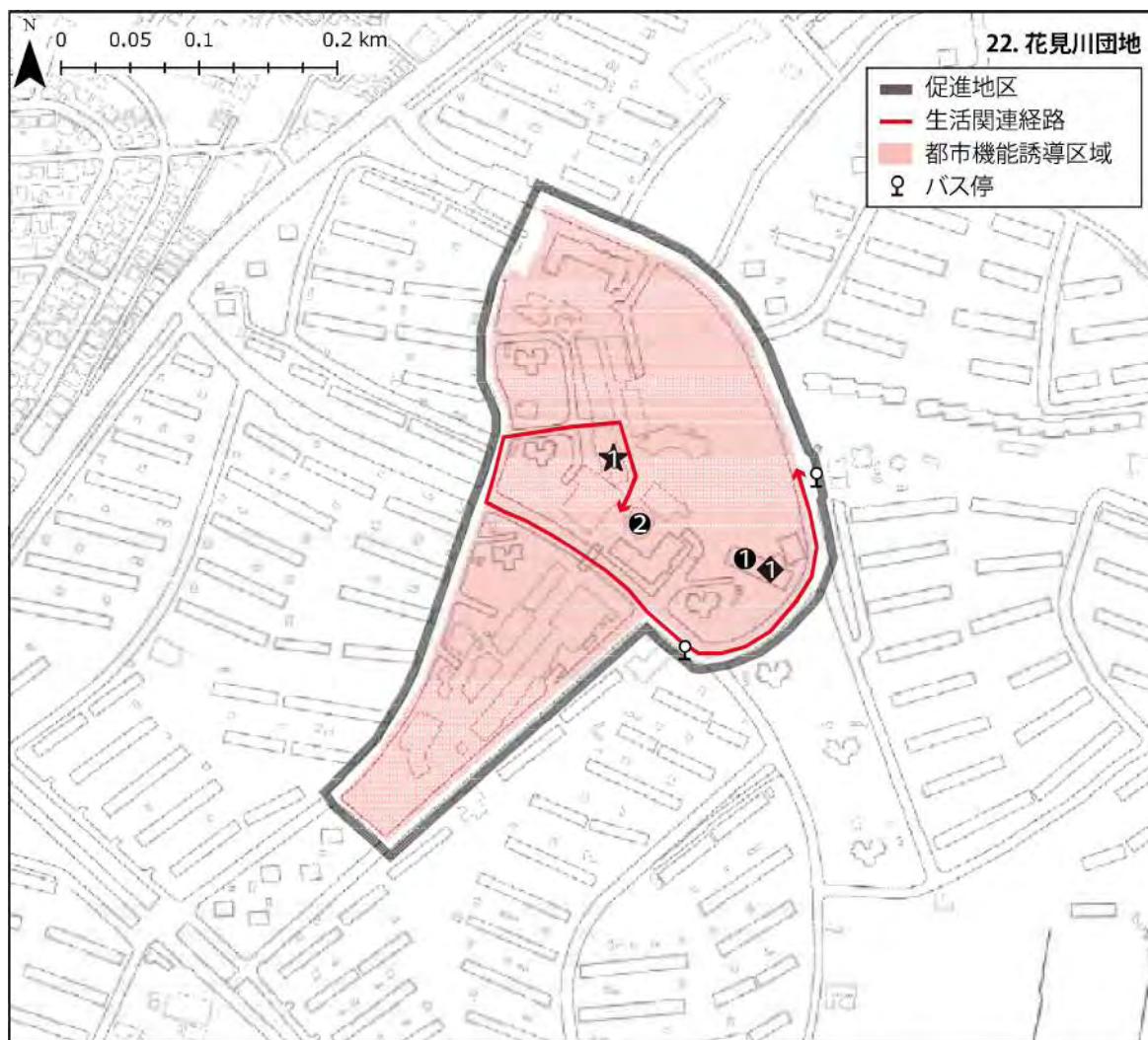
※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
公共施設	①	千葉こてはし台郵便局
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンターこてはし台
文化・教養・教育施設	◆	花見川図書館



※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
公共施設	①	さつきが丘市民センター
	②	花見川郵便局
集会施設	③	さつきが丘公民館
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンターさつきが丘
	☆	さつきが丘いきいきセンター



※生活関連経路の種別については今後整理します

種別	番号	施設名称
公共施設	①	花見川市民センター
	②	花見川団地内郵便局
福祉施設	★	千葉市あんしんケアセンター花見川
文化・教養・教育施設	◆	花見川図書館花見川団地分館

3 バリアフリー化促進の考え方について

3. 1 移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 30 年 10 月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 24 年 3 月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 24 年 3 月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 30 年 10 月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 31 年 3 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 31 年 4 月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 31 年 4 月改訂
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 29 年 3 月改訂 (平成 31 年 3 月追補版)
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	千葉県福祉のまちづくり条例	千葉県 平成 8 年 3 月
	道路	県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉県 平成 24 年 7 月
	道路	千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉市 平成 24 年 12 月
	道路	歩行空間整備マニュアル ～安全で快適な歩行空間の整備～	千葉市 平成 25 年 4 月
	道路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設基準	千葉市 平成 31 年 4 月
	道路	千葉市歩行空間のベンチ設置計画	千葉市 平成 31 年 4 月
	都市公園	千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県 平成 24 年 7 月
	公共交通・道路 公園・建築物等	千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	千葉県 平成 30 年 10 月改訂
	建築物	千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針	千葉県 平成 17 年 3 月

3. 2 バリアフリー化の促進に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップを実施し、市民から現状の課題や意見等を収集しました。その中から特に意見が多かった内容を施設ごとにバリアフリー化の促進に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討します。あわせて、人による対応や心のバリアフリーの促進などのソフト対策の推進も図ります。

(1) 公共交通のバリアフリー化

① 旅客施設（鉄軌道駅）

※下線部分は地域懇談会及びまち歩き点検で意見が多く出たもの

項目	共通の配慮事項
① 通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。 (3000人/日以上の駅はすべて整備済み)
	階段周辺など動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる経路に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを配置する。
	<u>必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。</u>
② 上下移動	エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする(十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	<u>階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</u>
	<u>階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。</u> 手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
③ ホーム	<u>ホームドアや可動式ホーム柵、または内方線付点状ブロックを設置する。</u>
	<u>ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。</u>
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
④ 券売機等	<u>高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。</u>
	<u>車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。</u>
⑤ トイレ	<u>車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する</u> (開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ(男女)に広めの個室や手すり、乳幼児用設備(ベビーチェアやベビーベッドなど)を設置する。
	<u>温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。</u> (車椅子対応トイレまたは一般トイレ)

項目	共通の配慮事項
	<p>異性介助等に配慮したトイレを設置する。(多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等)</p> <p><u>一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。</u></p> <p>便房の使用中の状況がわかりやすい表示を行う。</p> <p>便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。</p> <p><u>非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</u></p>
⑥ 案内設備	<p>バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、<u>ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。</u></p> <p><u>改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。</u>また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。</p> <p><u>可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。</u></p>
⑦ 人的対応・心のバリアフリー	<p><u>職員による案内やサポートなどの対応を充実する。</u></p> <p>タッチパネルが利用できない視覚障害者、インターホンが利用できない聴覚障害者等に対し、無人駅における障害者等への対応方法を検討する。</p> <p>エレベーターや車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。</p> <p>多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。</p> <p>筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。</p> <p>駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。</p>

● 参考：旅客施設のバリアフリー化



ホームドア



ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
① 車両	ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
② バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携）
	駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員2.5m以上が望ましい）を設置する。
	<u>バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。</u> （道路管理者との連携）
	バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③ 案内設備	<u>バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。</u>
	案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。
	バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④ 人的対応・ 心の バリアフリー	<u>バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。</u>
	<u>バス停では、車外に向けて分かりやすく行き先のアナウンスを行う。</u>
	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
① 車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
② 乗降場	<u>多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。（平坦部の確保、わかりやすい動線、上屋の設置、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等）</u>
③ 人的対応・ 心の バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

(2) 道路のバリアフリー化

地区の幹線的な道路については、道路円滑化基準への適合を目指したバリアフリー化を進める必要がありますが、基準に適合することが困難な道路においても、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に向けて可能な取組を行い、歩行者の安全性・利便性の確保を図ります。

また、鉄軌道駅から生活関連施設への距離が長く、実情として路線バスで移動が見込まれる経路については、施設の最寄りのバス停留所及び停留所から施設への経路についてバリアフリー化を図ります。

① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、市の関連するマニュアル等を勘案し、可能な限りバリアフリー化に配慮する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。
	歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車椅子使用者が円滑に通行できるもの（段差 1cm）にする。
	雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	<u>バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。</u> （バス事業者との連携）
	交差点部や生活関連施設付近などを中心に、歩道の幅員等を考慮し、移動の連續性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
② 安全対策	必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③ 案内設備	自転車走行空間を整備し、自転車と歩行者が分離された安全な歩行空間を確保する。
	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④ 維持管理	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
	<u>舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、雑草や植栽の枝の除去などの適切な維持管理に配慮する。</u>
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。（PR シートの貼付等）
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
	<u>路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。</u> (交通管理者と連携)
② 安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	<u>生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。</u>
③ 案内設備	<u>舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの適切な維持管理に配慮する。</u>
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
	<u>放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。</u>
④ 維持管理	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料など）



バリアフリー化された歩道



バリアフリー化された歩道



歩道あり：屈曲部



歩道なし：狭さく+路面標示

(3) 信号機等のバリアフリー化

項目	共通の配慮事項
① 信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。
	高齢者、障害者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
② 安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
③ 人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

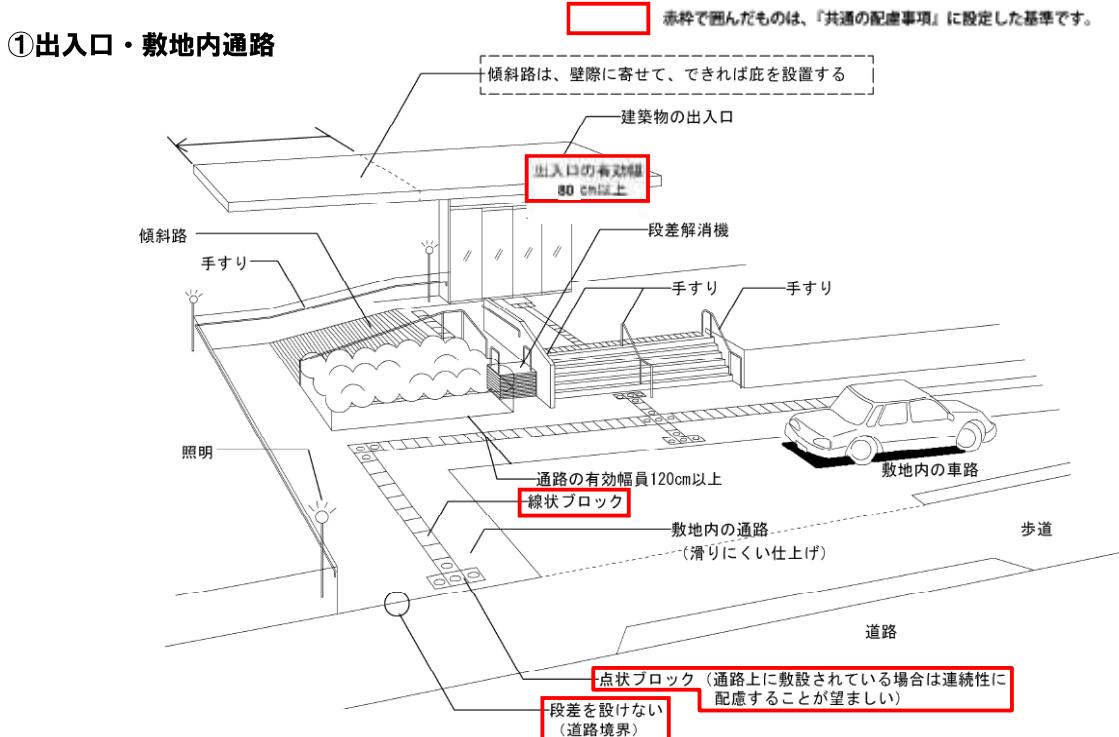
(4) 建築物のバリアフリー化（駐車場を含む）

項目	共通の配慮事項
① 出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（道路管理者と連携） <u>主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm以上）。</u>
② 建物内通路	<u>主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm以上）。</u>
	主要な通路に段差がある場合は、スロープ（8%以下）を設置するなどして段差を解消する。
	<u>主要な通路は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。</u>
③ 上下移動	<u>階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</u>
	2階以上の建築物には、障害者が利用しやすい構造のエレベータを設置する（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
④ トイレ	階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
	<u>車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。</u>
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子対応トイレまたは一般トイレ）
	異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）
	<u>一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。</u>
	便房の使用中の状況がわかりやすい表示を行う。
⑤ 駐輪場・駐車場	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
	<u>施設規模に応じ、出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設（幅350cm以上）を複数設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</u>
⑥ 案内設備	三輪自転車等の一般的な駐輪ラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。
	利用者などの駐輪が出入り口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。 <u>歩道等から出入口の位置がわかる音声案内を設置する。（シグナルエイドに対応）</u>

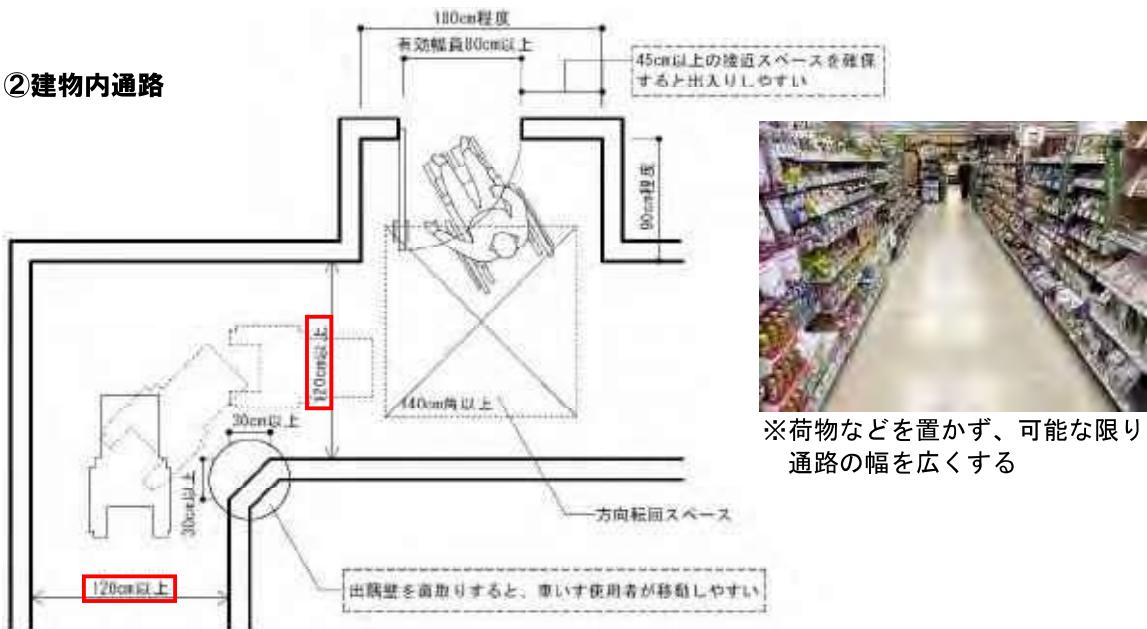
項目	共通の配慮事項
	<p><u>インターフォン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。</u></p> <p><u>色の違いが分かりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の色づかいを工夫する。(トイレの男女マークなど)</u></p> <p>病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。</p>
⑦ その他設備	<p><u>受付や記入台は、車椅子使用者が接近しやすい構造とする。</u></p> <p>貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。</p> <p>授乳室やおむつ交換台、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場を設置する。</p>
⑧ 人的対応・心のバリアフリー	<p>エレベーターや車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。</p> <p>筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。</p> <p><u>職員による案内やサポートなどの対応を充実する。</u></p> <p>多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。</p>

● 参考：建築物のバリアフリー化

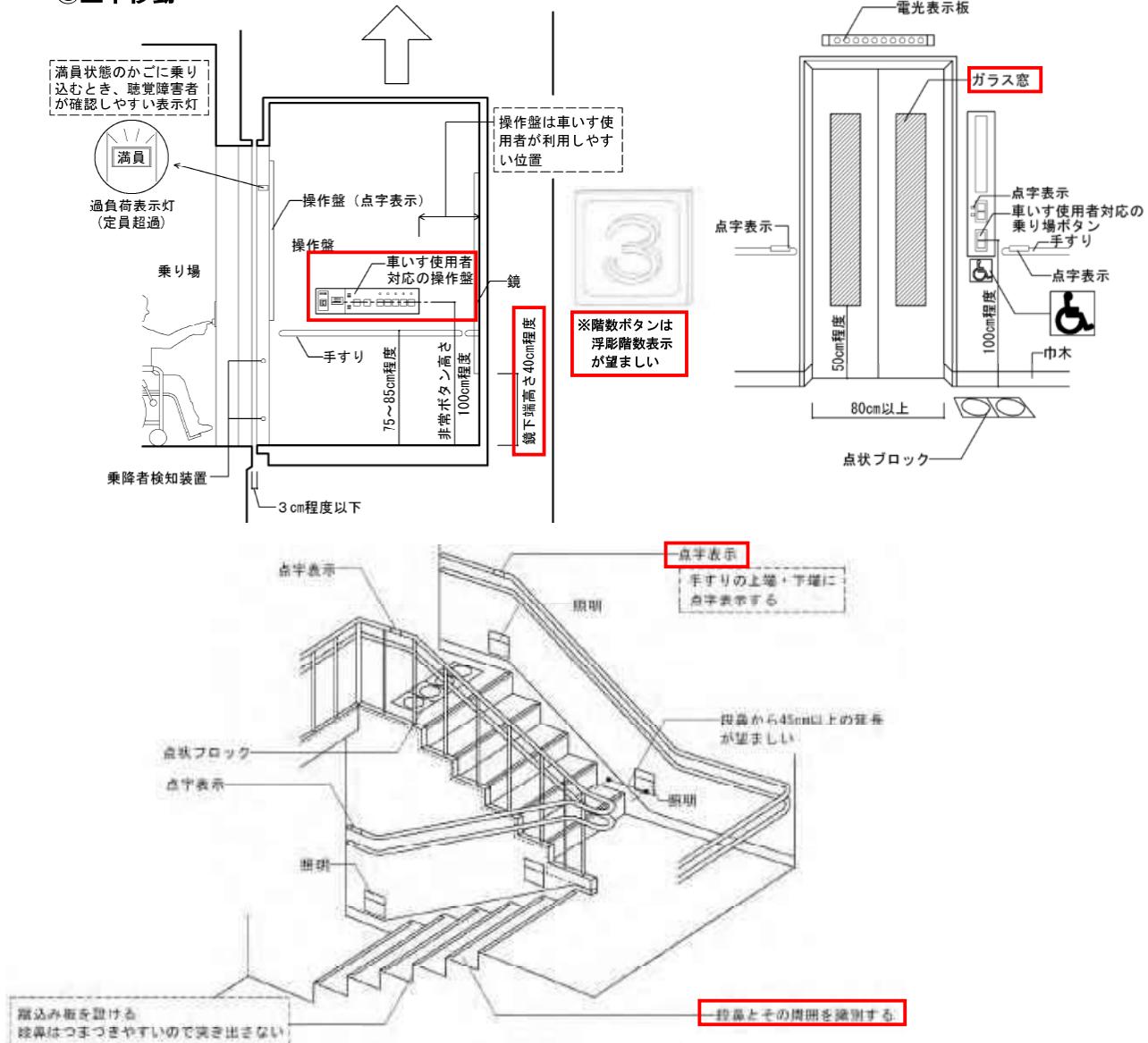
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)



②建物内通路

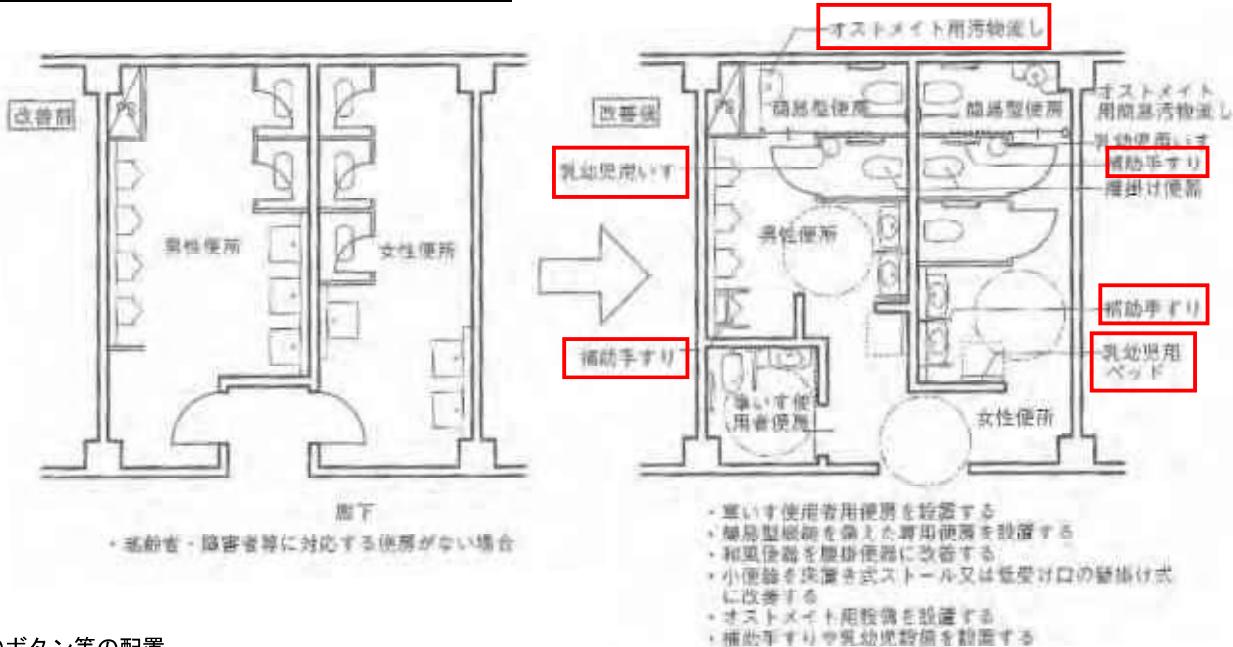


③上下移動

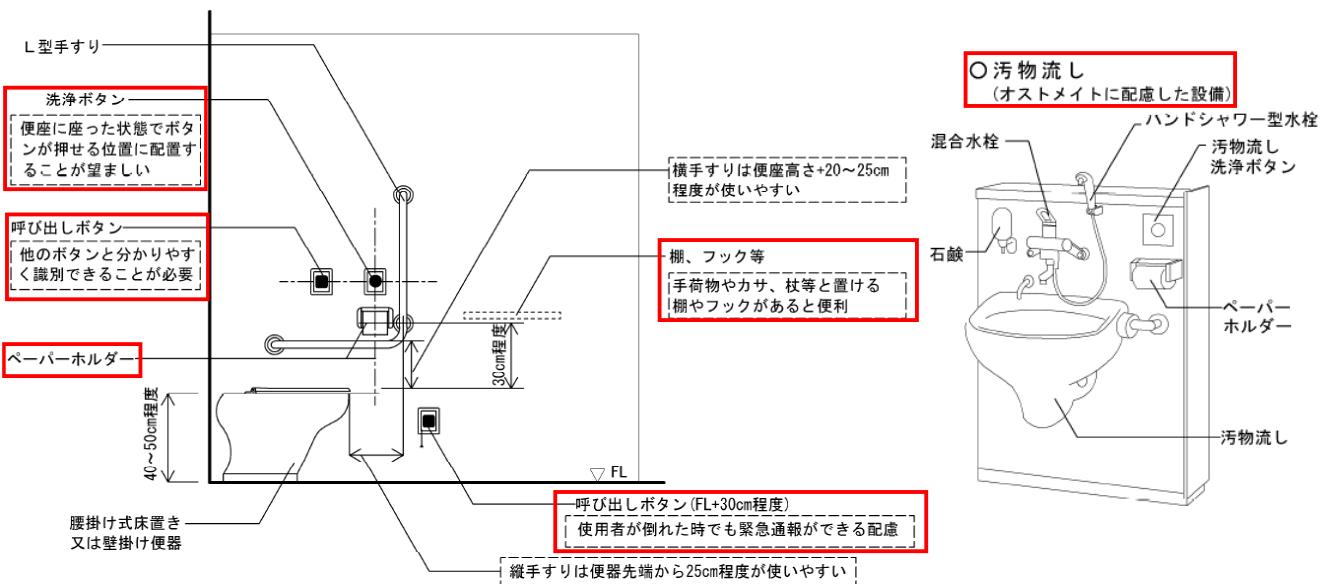


④トイレ

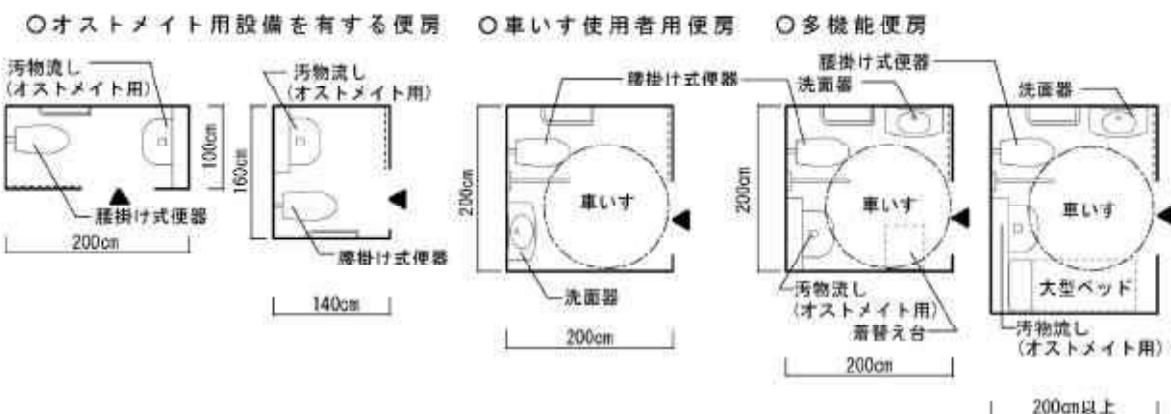
トイレの改善例（車椅子対応・機能分散）



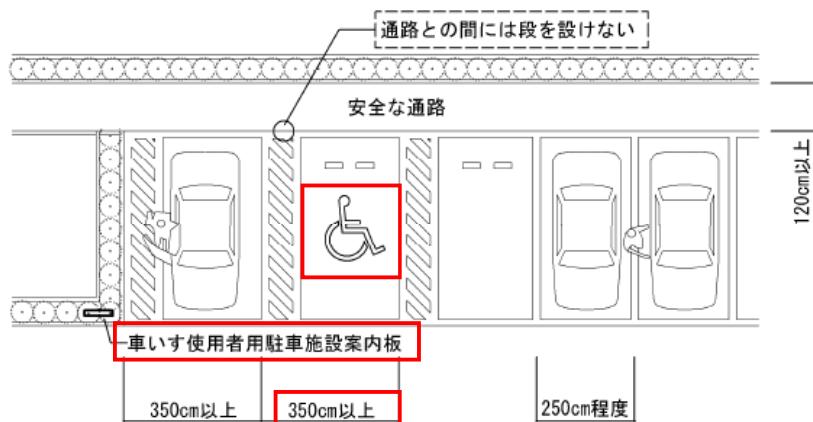
○ボタン等の配置



●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例



⑤駐輪場・駐車場



⑥案内設備



ピクトグラムによる案内



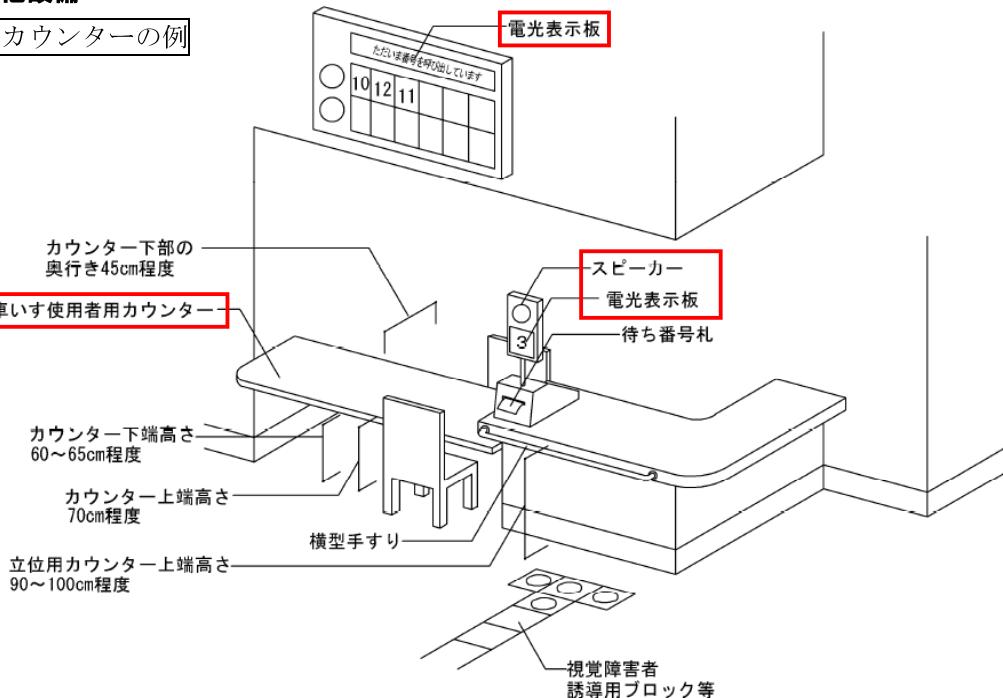
触知図や音声による案内



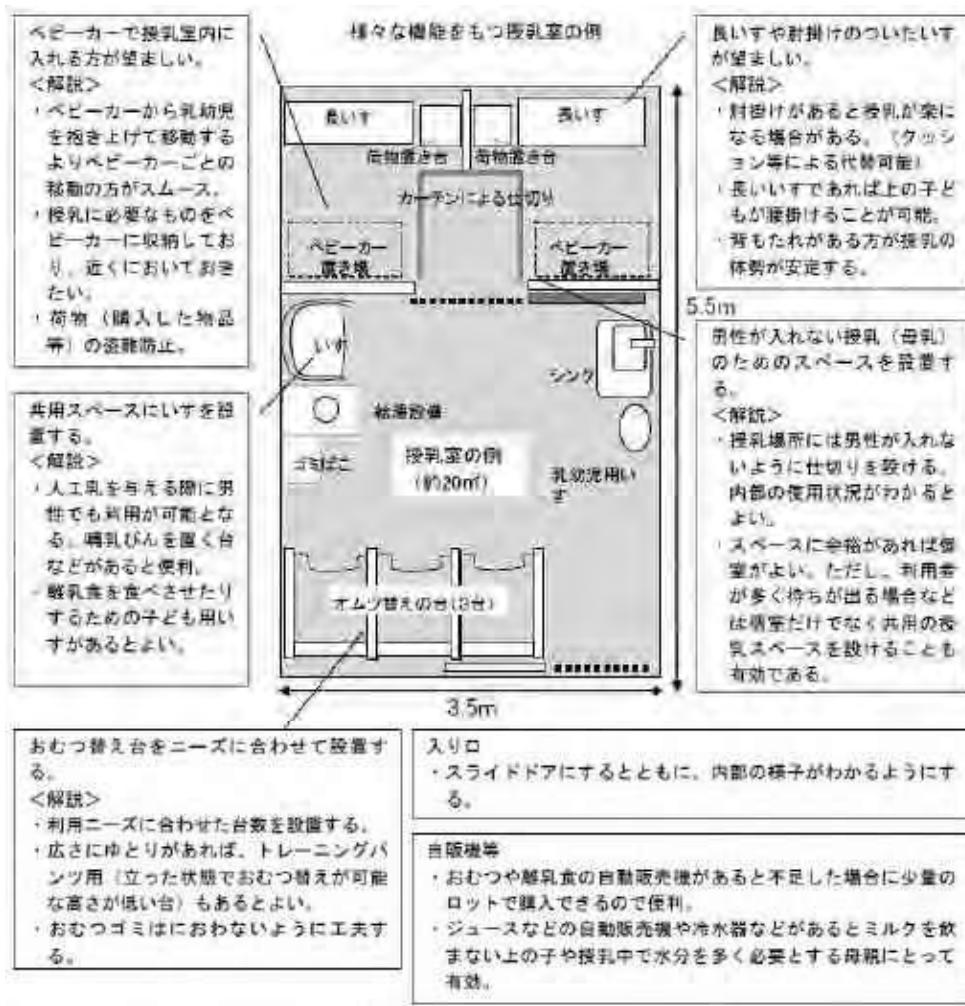
総合案内（人による対応）

⑦その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具



コミュニケーション支援ボード

(5) 都市公園のバリアフリー化

項目	共通の配慮事項
① 出入口	<p><u>敷地境界（道路等と公園敷地）は通行の支障となる段差や勾配を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。</u></p> <p>歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>
② 園路	<p><u>主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。</u></p> <p>主要な園路には段差を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。</p>
③ トイレ	<p>車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。</p> <p>多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。</p> <p>温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子対応トイレまたは一般トイレ）</p> <p>異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）</p> <p>一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。</p> <p>便房の使用中の状況がわかりやすい表示を行う。</p> <p>便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。</p>
④ 休憩施設	<p>日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。</p> <p>車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。</p>
⑤ 駐輪場・駐車場	<p>出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設（幅350cm以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</p> <p>三輪自転車等の一般の駐輪ラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。</p> <p>利用者などの駐輪が出入りや通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。</p>
⑥ 案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑦ 維持管理	<p><u>園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。</u></p> <p>利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。</p>
⑧ 人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	<p>車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。</p> <p>筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。</p> <p>多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。</p>

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）

